

# 藤沢市パークマネジメントプラン (案)

年(令和 年) 月

藤沢市



# 目次

## 第1章 プランの概要

1-1 都市公園とは .....	2
(1) 公園の主な役割 .....	3
(2) 公園の種類 .....	4
1-2 パークマネジメントプランとは .....	6
(1) プランの目的 .....	6
(2) プランの位置づけ .....	7
(3) 計画期間 .....	8
(4) プランの対象 .....	8

## 第2章 藤沢市の公園の現状と課題

2-1 公園をとりまく社会状況 .....	10
(1) 将来人口推計 .....	10
(2) 公園をとりまく状況 .....	11
2-2 藤沢市の公園の現状と課題 .....	12
(1) 公園の開設状況 .....	12
(2) 公園の管理状況 .....	15
2-3 公園利用者等のニーズ等の状況 .....	20
(1) アンケート調査の実施 .....	20
(2) アンケート調査結果 .....	21

## 第3章 プランの将来像と理念

3-1 将来像 .....	24
3-2 基本理念 .....	26
3-3 基本方針・施策 .....	27

## 第4章 具体的な取組

基本理念1 公園をもっと身近に <b>つかう</b> .....	29
施策① 分かりやすい利用ルールの推進【重点施策】 .....	29
施策② 許可の基準の見直し .....	32
施策③ 公園愛護会活動の拡充 .....	34
施策④ 公民連携の推進 .....	37
施策⑤ 問い合わせしやすい環境づくり .....	39
施策⑥ デジタル技術の利活用 .....	41

<b>基本理念2 公園をもっと安全に まもる</b> .....	43
施策⑦ 樹林地の保全 .....	43
施策⑧ 樹木の適正管理【重点施策】.....	45
施策⑨ 歴史的資産等の永続的な保全.....	48
施策⑩ 法面の計画的な安全対策【重点施策】.....	50
施策⑪ 災害に備えた取組の推進 .....	52
施策⑫ 公園施設の点検・更新による安全確保 .....	54
施策⑬ 防犯カメラの設置【重点施策】.....	56
<b>基本理念3 公園をもっと魅力的に つくる</b> .....	58
施策⑭ 公園の適正配置【重点施策】.....	58
施策⑮ 公園機能の再編.....	60
施策⑯ 地域住民のニーズを捉えた多目的広場の整備.....	62
施策⑰ アーバンスポーツ施設の整備.....	64
施策⑱ 歩きたくなる公園・緑道づくり.....	66
施策⑲ 環境に配慮した公園づくり.....	68
施策⑳ インクルーシブな公園づくり.....	70

## 第5章 プランの推進

5-1 進行管理 .....	73
5-2 プランの見直し .....	73

## 参考資料

1 用語の解説.....	75
--------------	----

※語句の右下に「\*」マークがあるものは「用語の解説」に概要を記載しています。

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

## 第1章 プランの概要



# 第1章 プランの概要

## 1-1 都市公園とは

公園制度は、遡ること約150年前に始まり、当時すでに存在していた観光地のような場所を公園に指定していきました。

その後、1888年(明治21年)の東京市区改正条例、1919年(大正8年)の旧都市計画法の制定を受け、三大都市圏を中心に公園整備が進みます。

当初は多くの人々が永く楽しめる場所として、整備が始まった公園は、1923年(大正12年)の関東大震災を契機にその役割が見直され、多くの防災機能を持つ施設として復興後のまちづくりにおいては特に重要視されるようになりました。

また、昭和初期～戦後復興期にかけては防空緑地や、戦災復興及びまちのシンボルとなるような公園整備がなされました。終戦から10年を経た頃には公園についても道路法や河川法のような公物管理法制の必要性が高まり、1956年(昭和31年)に都市公園法(昭和31年法律第79号)が制定され、時代の流れに合わせて、現在の「都市公園(以下「公園」という。)」が形成されています。

現在国では、有識者からなる「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」で示された提言を公表しており、その提言の中で緑とオープンスペース\*政策は「新たなステージ」に移行する必要性と方向性が示されています。

また、地球環境問題への新たな潮流としてカーボンニュートラル\*やネイチャーポジティブ\*の実現に向けた検討も始まっており、様々な社会課題に対し、公園の持つポテンシャルが活きる時代となっています。

本市では、1951年(昭和26年)に伊勢山公園を開設しており、昭和後期には奥田公園のある藤沢駅南部地区、湘南台公園のある北部第一地区などの土地区画整理事業が完了、平成の初めには西部土地区画整理事業が完了し、多くの公園を整備してきました。また、1957年(昭和32年)には「藤沢総合都市計画」に基づき110箇所の公園緑地を都市計画決定(変更)しており、今日の公園・緑地配置計画の原型を形成しています。公園の機能は、適切な規模や位置に系統的・合理的に配置することで効果的に発揮されるため、土地区画整理事業等を前提として、道路計画とともに適正な公園配置を計画しました。

本市で初めての公園が生まれてから75年間、社会情勢やまちづくりの状況等、時代の変化を捉えた都市計画決定(変更)を行いながら公園の整備を進め、現在では300を超える公園を管理しています。

## (1) 公園の主な役割

公園は、市民の暮らし、都市の活力を支える多様な機能を有しています。

### ○ 市民活動の場・憩いの場

子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層が自然とのふれあい、レクリエーション活動、運動、文化活動等多様な活動を行う拠点になります。

### ○ 豊かな地域づくり、地域の活性化

にぎわいの場となる運動施設等を配置した公園や地域の歴史的・自然的資産を活用した観光振興拠点の形成は、地域間の交流・連携の拠点となります。

### ○ 良好な都市環境の提供

まとまった緑は緑陰を生み出し、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象\*の緩和、生物多様性\*の保全による良好な都市環境を提供します。

### ○ まちの安全性向上、災害から市民を守る

震災・大火の危険性が高い密集市街地においては、避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となります。



<市民参加型の活動>



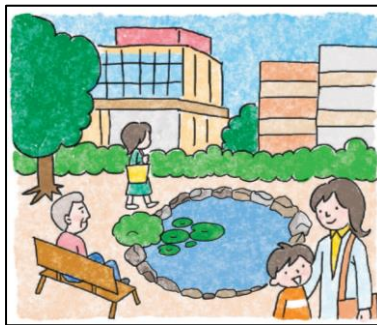
<自然体験活動>



<にぎわい・憩いの場>



<レクリエーション・運動活動>



<街なかのみどりの創出>



<歴史的資産の保全>



<緑陰等の創出>



<生物多様性の保全>



<災害時の避難地>

## (2) 公園の種類

公園は法令等に基づき、目的や用途によって様々な種類(規模・機能)に分けられます。

### <公園の種類>

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保護・活用及び風土の保全を図り、広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の重要性等に応じ適宜配置する。
	墓園	その面積の3分の2以上を静的な屋外レクリエーションの場として利用される園地等と墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配慮する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
緑地等	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害や災害の状況に応じ配置する。
	都市林	主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的に、市街地及びその周辺部のまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然環境の復元を図り、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
	広場公園	市街地の中心部の商業、業務系の土地利用が行われる地域における施設利用者の休息のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区*又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積概ね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	

\*近隣住区 = 幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位

<p>上高倉公園（街区公園）</p>	<p>湘南台公園（近隣公園）</p>
	
<p>長久保公園（地区公園）</p>	<p>引地川親水公園（地区公園）</p>
	
<p>新林公園（総合公園）</p>	<p>秋葉台公園（運動公園）</p>
	
<p>鵜沼海浜公園（広域公園）</p>	<p>遠藤笹窪谷公園（風致公園）</p>
	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

<主な公園>

## 1-2 パークマネジメントプランとは

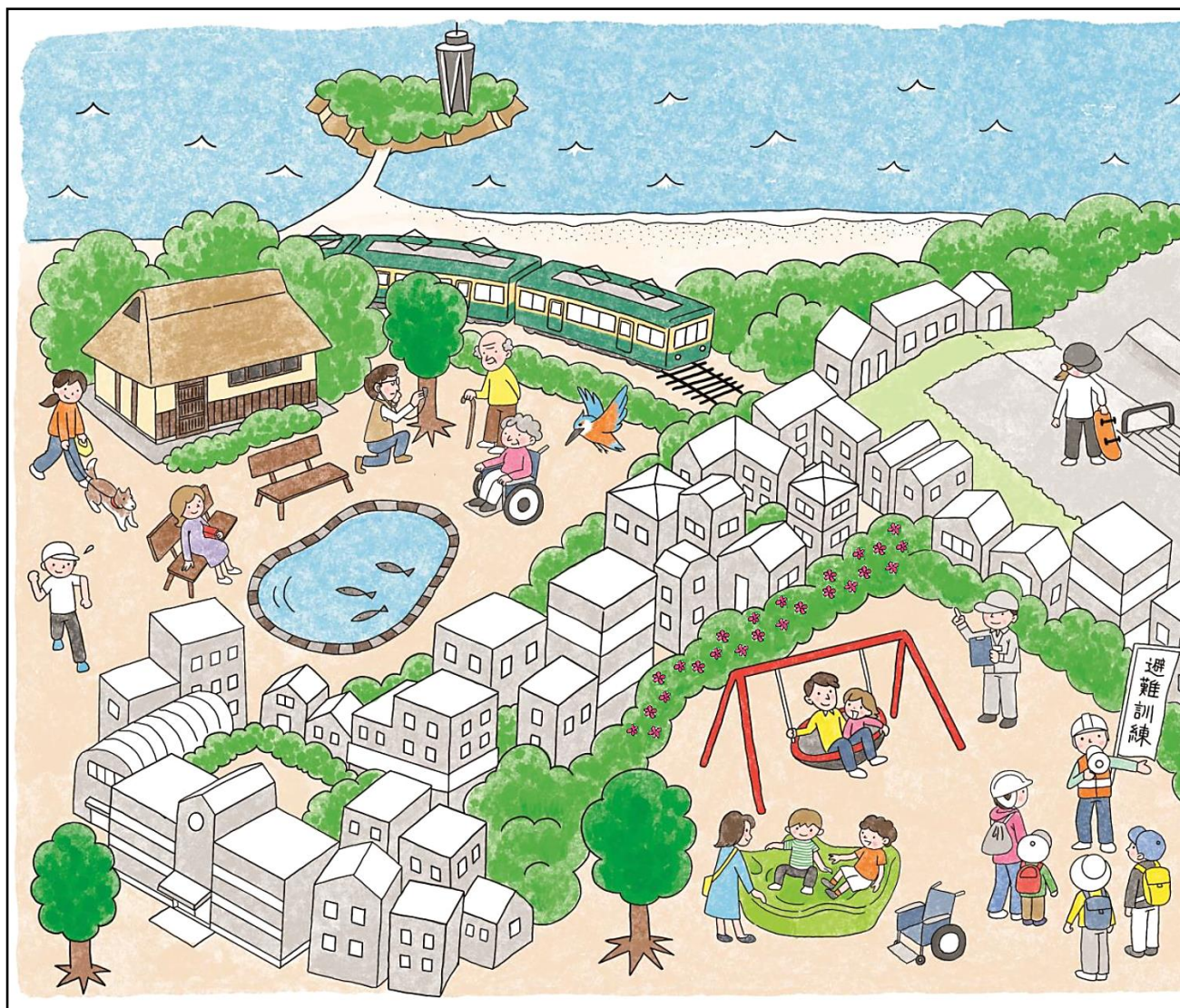
### (1) プランの目的

公園は、都市における貴重なオープンスペースとして、人々のレクリエーション空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の維持・改善、都市の防災性の向上など多面的な機能を有しています。これまで本市では、藤沢市緑の基本計画で掲げた「湘南のみどりとともにくらすまち・ふじさわ」を実現するために、公園整備を進めてきたほか、市民や地域との連携により公園の維持・管理や活用に取り組んできました。

しかしながら、近年、少子超高齢社会をはじめとした都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、公園においては、市民ニーズの多様化や、施設の老朽化等に伴う管理費の増大による維持管理水準・機能の低下などの問題が顕在化する等の課題が生じています。

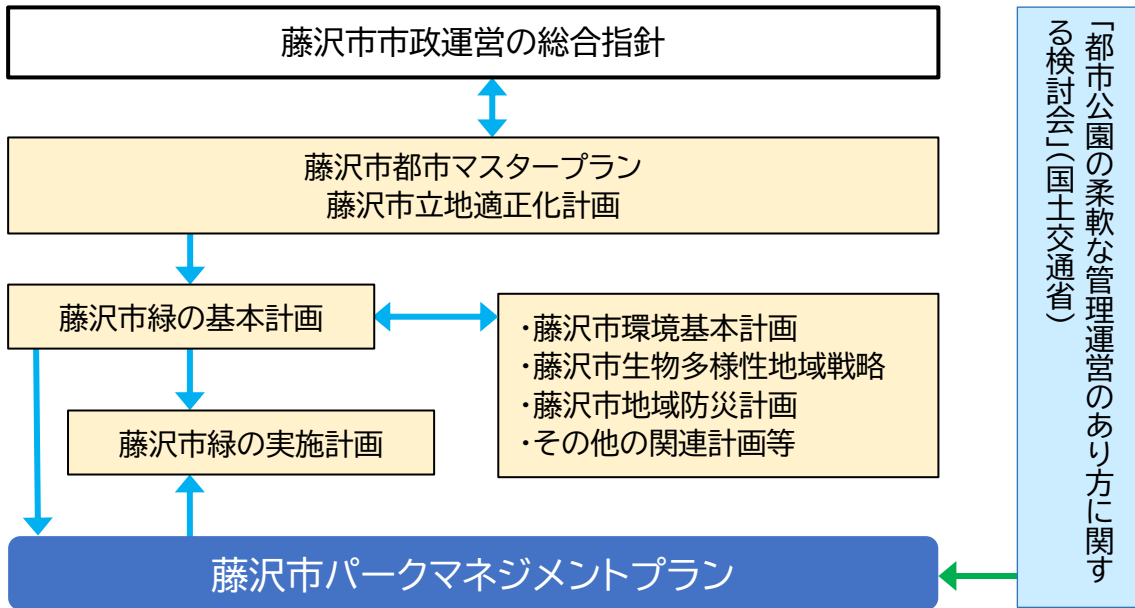
このような状況の中、安全に公園を利用できることはもちろんのこと、持続可能な維持管理を行うとともに、時代の変化や多様なニーズへの柔軟な対応や、行政のみならず、市民、地域、企業等の多様な主体との連携により、公園の持つ機能を最大限に発揮することが必要となっています。

これらを踏まえ、公園を「都市の資産」として有効に利活用し、公園の魅力を最大限に引き出すことを目的に、公園における今後の取組の方向性や考え方、目指すべき姿を示したパークマネジメントプラン(以下「プラン」という。)を策定します。



## (2) プランの位置づけ

本プランは、「藤沢市都市マスタープラン」、「藤沢市緑の基本計画」等を上位計画とし、公園の運営手法や施設等の維持管理、公園整備等について方針を示すものです。



<関連する主な計画などと本計画との関係>

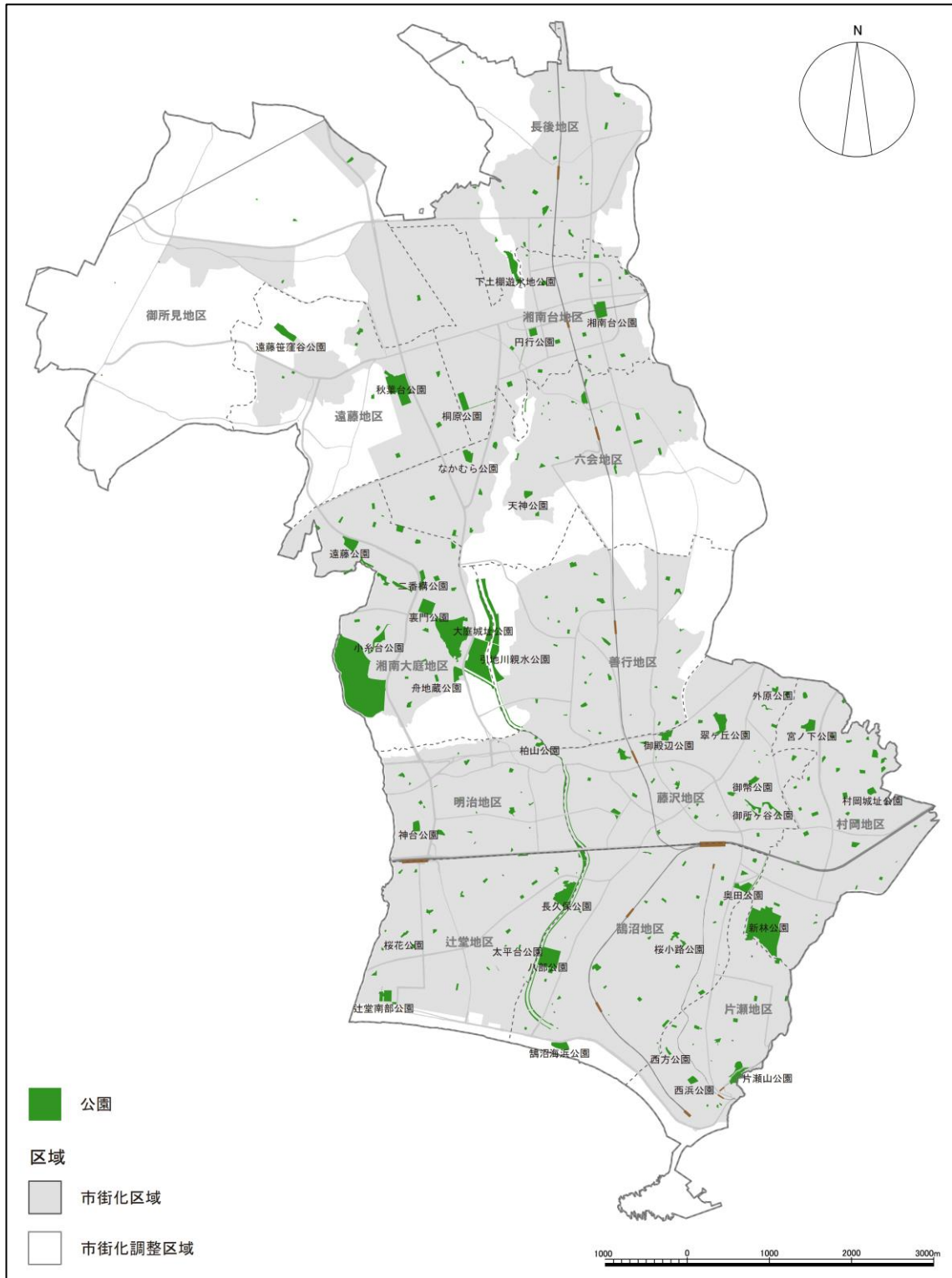


### (3) 計画期間

本プランでは、「藤沢市緑の基本計画」の中間年次が2035年(令和17年)となることを踏まえ、目標年次は概ね10年後の2036年(令和18年)とします。

### (4) プランの対象

本市が管理する全ての公園を対象とします。なお、プラン策定後に新たに開設される公園についても対象とします(県立公園を除く)。



<プランの対象となる公園の分布状況>

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

## 第2章 藤沢市の公園の現状と課題



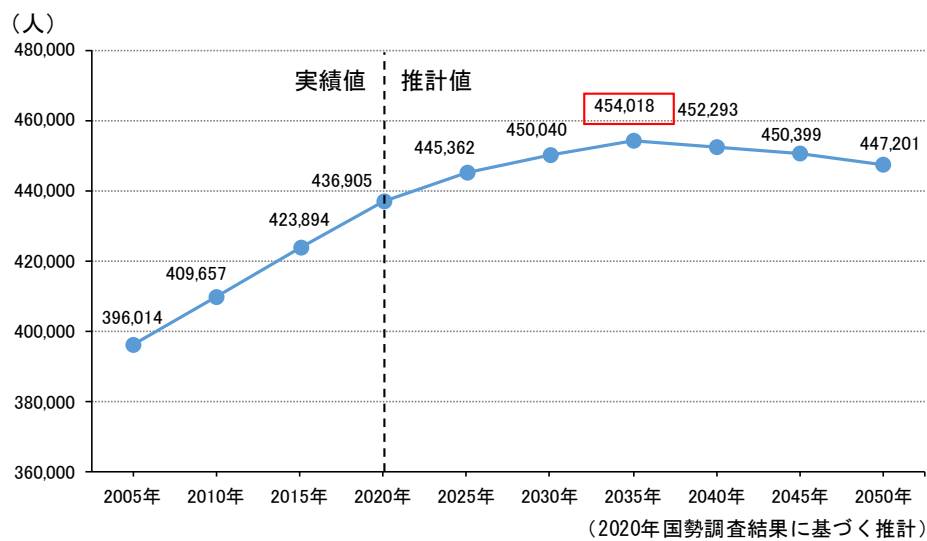
## 第2章 藤沢市の公園の現状と課題

### 2-1 公園をとりまく社会状況

#### (1) 将来人口推計

##### 1) 総人口の推計

本市の人口は、2035年（令和17年）の454,018人をピークに、その後減少に転じる見込みです。なお、2050年（令和32年）においても、2020年（令和2年）の人口を上回る状況です。本市では、比較的転入が多い傾向にあり、今後10年程度は人口の増加が見込まれますが、その後は人口減少社会を迎えることとなります。

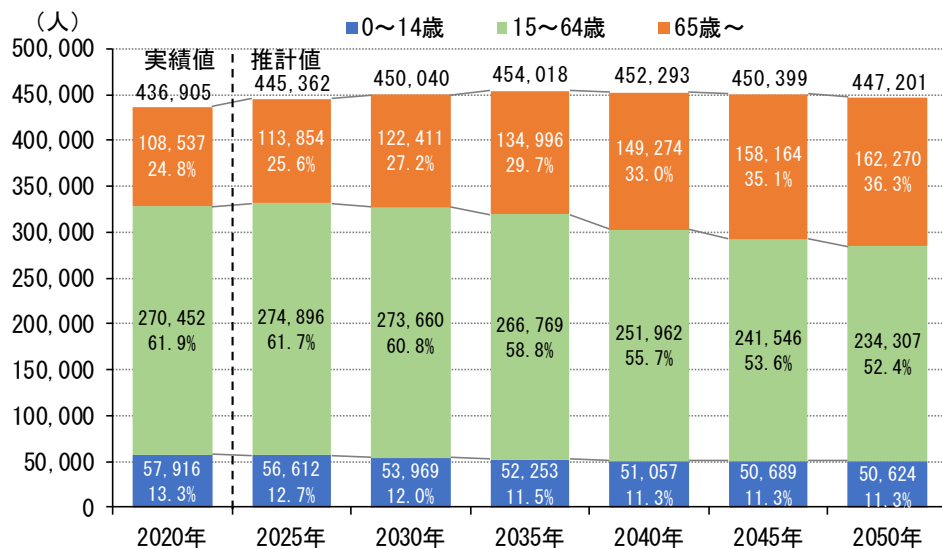


#### <2022年度藤沢市将来人口推計(総人口の推計)>

(出典:藤沢市将来人口推計について)

##### 2) 年齢構成比の推計

本市は、すでに少子超高齢社会を迎えており、今後20年間で生産年齢人口およびその比率が減少し、高齢化と担い手不足がさらに進行する見込みです。



#### <年齢3区分別の将来人口推計>

(「藤沢市将来人口推計について」を基に作成)

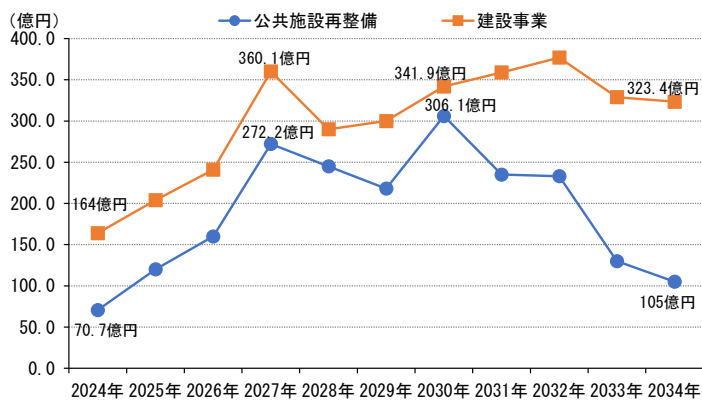
## (2) 公園をとりまく状況

### 1) 公園に対する市民意識の変化

コロナ禍においてゆとりある屋外空間の価値が見直され、公園がこれらの多様なニーズに応えられるサードプレイス\*として、一人ひとりの心豊かな生活を支える役割が期待されるなど、近年、市民の公園に対する意識に変化が生じています。ウォーキングなどの健康づくりや、地域コミュニティ形成の場、花や緑を楽しむ自然とのふれあい、災害時の一時避難場所など、市民の公園に対するニーズは多様化してきています。また、公園に対する関心の高まりを背景に、これまでの行政主導の管理運営から、市民や企業が関わる仕組みづくりも求められています。

### 2) 建設事業費等の歳出見込

本市の建設事業費は、2025年（令和7年）以降、200億円を超え、特に2027年（令和9年）に主な事業のピークが集中し、約360億円に達する見込みです。公共施設再整備費は、2027年（令和9年）～2032年（令和14年）まで200億円を超える見込みで、2033年（令和15年）以降は減少する見込みですが、建設事業費は高止まりの見込みです。

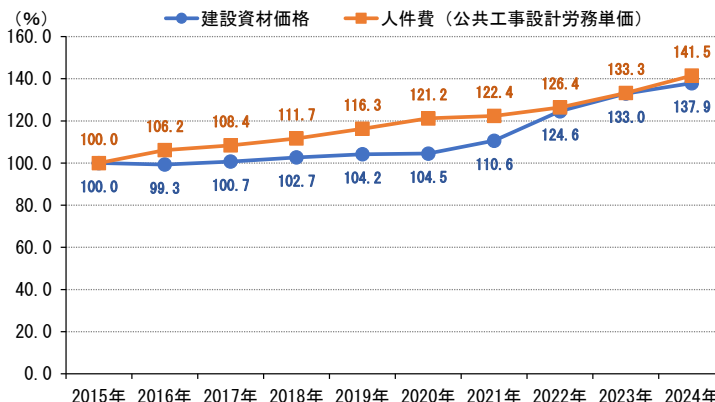


<建設事業等の歳出見込>

(出典:わかりやすい藤沢市の財政 2025)

### 3) 建設資材価格・人件費の増大

公園整備や維持管理・更新の基礎となる建設資材価格や人件費は全国的にこの10年間で増加傾向を示しており、共に4割程度増加しています。



<建設資材価格と人件費の推移>

※2015年を100として、各年の増減割合を示す。

※建設資材価格は、一般財団法人建設物価調査会が公表している建設工事で使用される資材の総合的な価格動向を指数化した建設資材物価指数を基に作成。

※人件費は、国土交通省「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」を基に作成。

## 2-2 藤沢市の公園の現状と課題

### (1) 公園の開設状況

#### 1) 種類別の開設状況

本市の公園の開設状況は、県立公園を含めると、2026年（令和8年）4月1日時点で320箇所（面積：240.25ha）となっています。また、市民一人当たりの公園面積は約5.4㎡となっていますが「藤沢市緑の基本計画」で掲げている最終目標値は約10㎡であり、十分ではありません。

<公園の開設状況>

種類	種別	市が管理する公園		県が管理する公園	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	270	45.50		
	近隣公園	25	27.90		
	地区公園	3	22.34		
	小計	298	95.74		
都市基幹公園	総合公園	2	28.74	2	27.20
	運動公園	2	13.43		
	小計	4	42.17	2	27.20
特殊公園	風致公園	2	5.33		
	墓園	1	36.87		
	小計	3	42.20		
大規模公園	広域公園	1	1.67	1	17.39
	小計	1	1.67	1	17.39
緑地等	緩衝緑地	1	0.19		
	都市林	1	2.68		
	都市緑地	7	2.39		
	緑道	2	8.63		
	小計	11	※ 13.88		
合計		317	195.66	3	44.59

※面積は百平方メートル未満を四捨五入しているため、小計が一致しない

#### <市民一人当たりの公園面積と目標値>

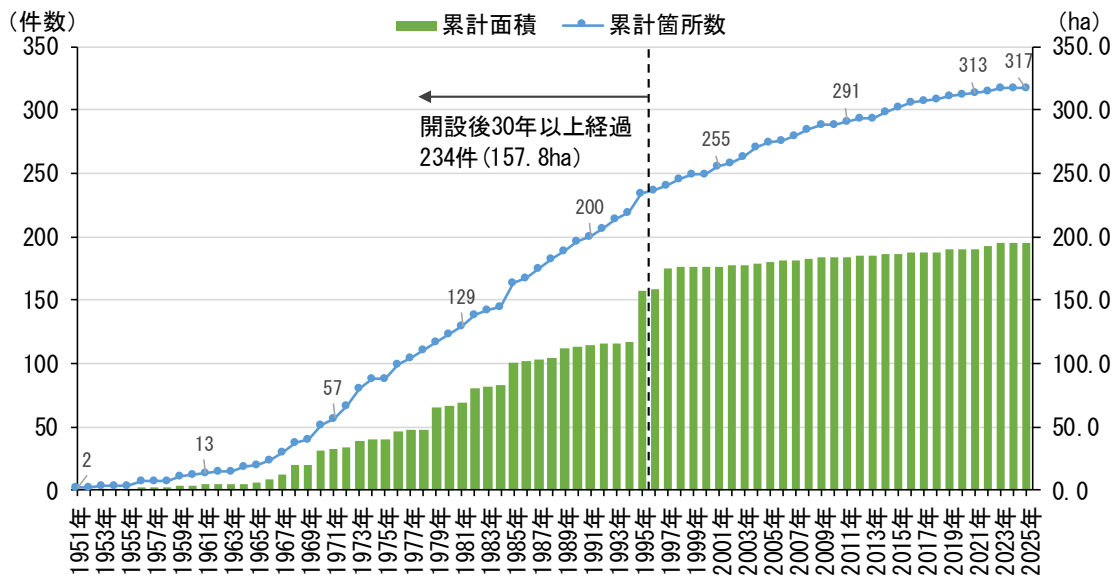
(出典：藤沢市緑の基本計画)

基準年次	中間年次	目標年次	最終目標
2025年（令和7年）	2035年（令和17年）	2045年（令和27年）	
約5.4㎡/人	約5.8㎡/人	約6.4㎡/人	約10㎡/人

※公園面積÷本市の人口（将来推計）による算出

## 2) 年別の公園の開設状況

本市の公園は、主に1970年代から1980年代に多く開設され、開設後30年以上経過した公園が74%となっており、多くの公園で老朽化が進んでいます。



<年別の公園の開設状況(市管理)>

## 3) 地区別の開設状況

地区別でみると、一人当たりの公園面積が最も大きいのが湘南大庭地区で26.12㎡、最も小さいのが御所見地区で0.46㎡となっており、地区によって大きな偏りが生じています。

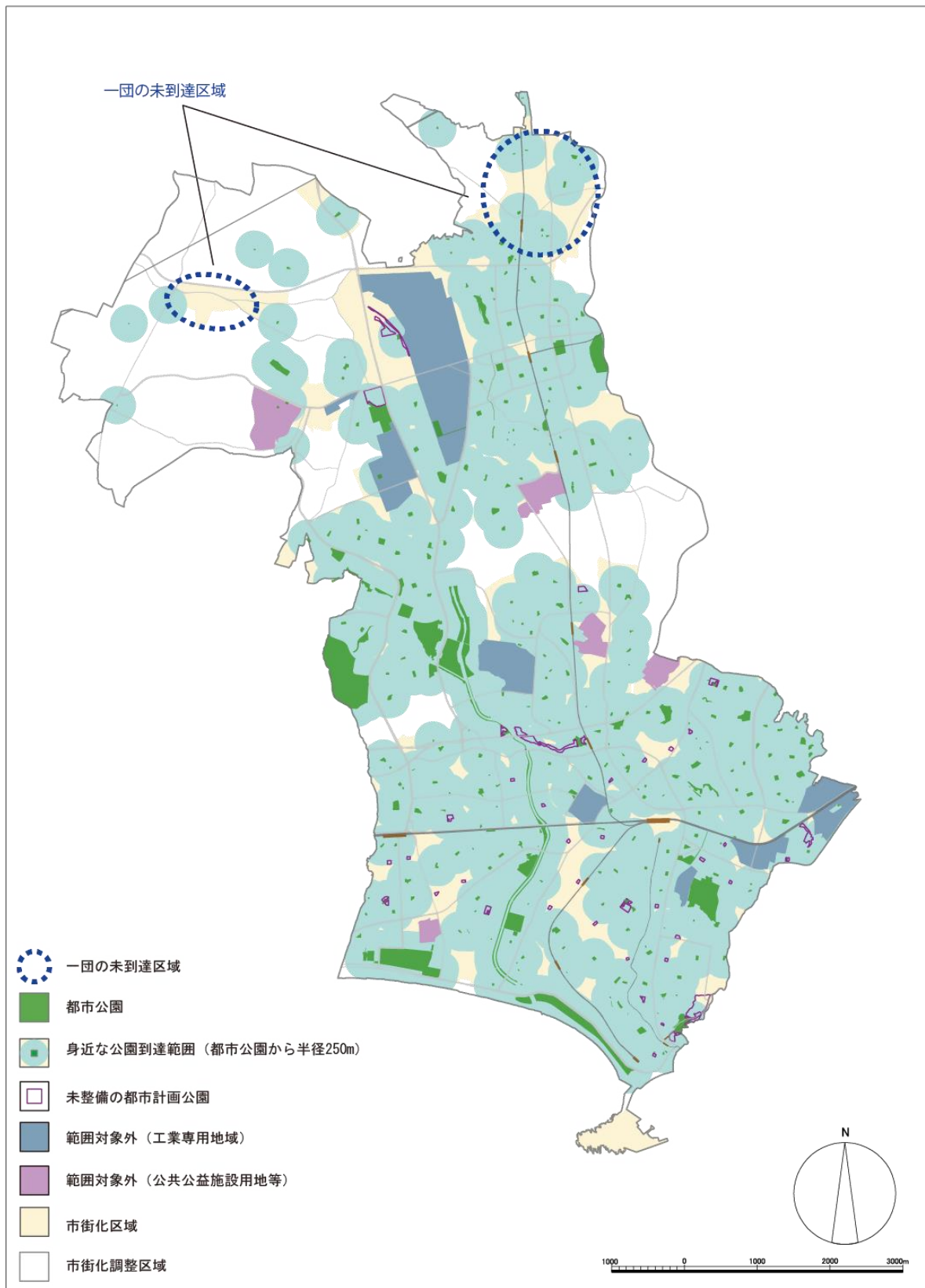
<地区別の公園の開設状況(市管理)>

地区	人口	公園数	面積 (ha)	一人当たり公園面積 (㎡)	備考
片瀬	19,270	19	5.94	3.08	
鶴沼	59,652	32	13.98	2.34	
辻堂	44,541	27	8.98	2.02	
村岡	31,820	38	25.41	7.99	
藤沢	48,024	34	10.19	2.12	
明治	32,664	21	4.08	1.25	
湘南大庭	30,822	29	80.52	26.12	
善行	41,082	25	4.11	1.00	
六会	37,397	29	7.78	2.08	
湘南台	34,964	24	11.47	3.28	
長後	33,001	19	2.44	0.74	
遠藤	11,973	10	11.32	9.45	
御所見	17,746	8	0.81	0.46	
小計	442,956	315	187.03		
引地川緑地(緑道)		1	8.21		複数の地区にまたがる
境川緑地(緑道)		1	0.42		複数の地区にまたがる
小計		2	8.63		
合計	442,956	317	195.66		

※2026年(令和8年)4月1日現在

#### 4) 公園の配置状況

本市の公園については、適切な規模の公園を適切な位置に系統的・合理的に整備できるよう、公園の配置を計画し、着実に公園・緑地の整備を進めてきましたが、市街化区域内において、居住地から250m(徒歩5分程度)以内に公園が配置されていない区域(未到達区域)が未だに存在しています。



<公園の配置状況と公園到達範囲>

## (2) 公園の管理状況

### 1) 公園の管理体制

本市の公園の管理は、行政のみならず、指定管理者、公園愛護会\*、民間事業者等、多様な主体と連携して行っています。大規模な公園、スポーツ施設等の有料施設のある公園等については、施設の活性化や住民サービスの向上を目的として民間事業者が管理する指定管理者制度を29箇所の公園で導入し、その公園の特色を活かした管理をしています。今後、公園の更なる魅力を引き出すためには、多様な主体とのより一層の連携や新たな取組が必要となります。

#### ◇市による管理

- ・公園課職員による管理・要望対応
- ・業務委託による公園清掃、草刈り、樹木の剪定、公園パトロール等

#### ◇公民連携による管理

- ・指定管理者制度を活用した民間事業者による運営管理（29公園）
- ・Park-PFI\*を活用した民間事業者による運営管理（1公園）
- ・公園愛護会と連携した管理（約160団体）

#### <指定管理者が運営管理する公園>

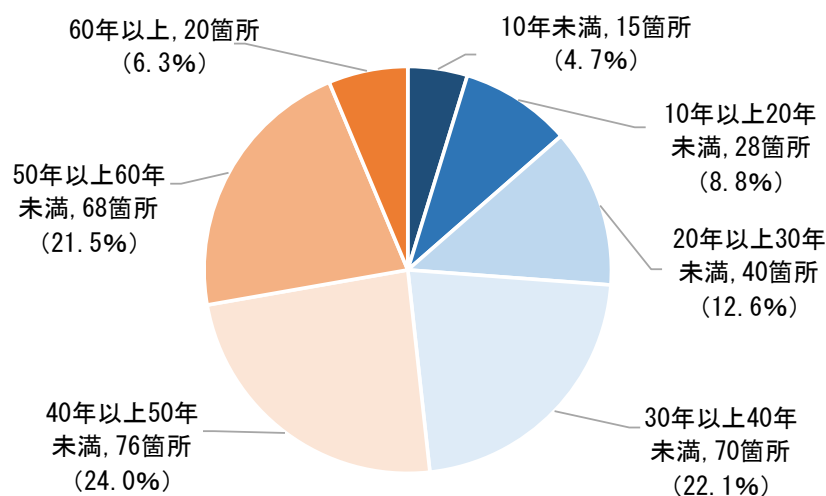
No	種別	公園名	No	種別	公園名
1	街区	烏森公園	16	近隣	なかむら公園
2	街区	柄沢公園	17	近隣	宮ノ下公園
3	近隣	桐原公園	18	地区	引地川親水公園
4	近隣	遠藤公園	19	地区	下土棚遊水地公園
5	近隣	湘南台公園	20	地区	長久保公園
6	近隣	神台公園	21	総合	新林公園
7	近隣	西浜公園	22	総合	大庭城址公園
8	近隣	辻堂南部公園	23	運動	八部公園
9	近隣	円行公園	24	運動	秋葉台公園
10	近隣	翠ヶ丘公園	25	風致	片瀬山公園
11	近隣	小糸台公園	26	風致	遠藤笹窪谷公園
12	近隣	御殿辺公園	27	都市緑地	伊勢山緑地
13	近隣	二番構公園	28	緑道	境川緑地
14	近隣	舟地蔵公園	29	緑道	引地川緑地
15	近隣	天神公園			

## 2) 公園の維持管理状況

### ■公園施設の老朽化

高度経済成長期の人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様化などに対応するために、全国各地で様々な公共施設を整備してきました。公園については、全国に約11万箇所（13万1千ha（2023年3月末時点））ありますが、それら供用中の公園のうち設置から30年以上経過したものが現時点で約6割を占めています。

本市においては、1985年（昭和60年）をピークにその後、公園の開設数は減少傾向となっており、この10年間では15箇所開設しています。一方、維持管理が必要となる供用中の公園の数は指定管理制度を活用している公園も含めると317公園（2026年3月末時点）となっており、これらの公園のうち開設後30年を経過した公園は2026年（令和8年）3月末時点で74%となり、10年後には8割以上となる見込みで、公園の老朽化が進んでいます。



<公園開設後経過年数の割合>

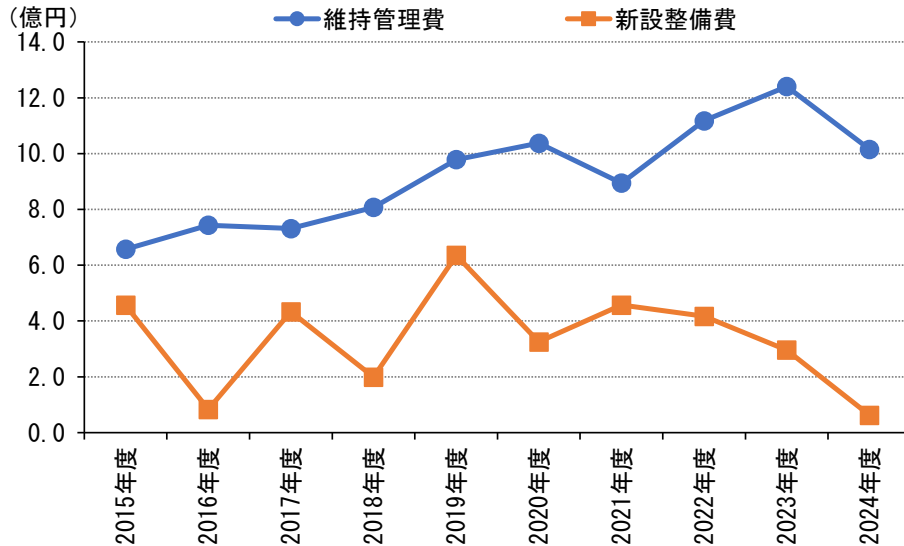
遊具については、設置から30年以上経過したものがおよそ5割を占めており、安全確保のために施設の老朽化対策が急務となっています。

また、樹木についても公園の開設と同時に植えられたものがほとんどであり、長期間経過する中で高木化や老木化が進んでいる樹木が増加しています。樹種や環境にもよりますが、公園開設時点では高さ5m、太さ（周長）0.5mだった樹木が高さ15m、太さ（周長）2mを超えることもあり、生長に合わせた適切な管理が必要となっています。

## ■公園の維持管理費用

本市の公園にかかる財政支出は、日々の維持管理を行う「維持管理費」と、新しく公園をつくる「新設整備費」で構成されます。

維持管理費は、植栽の管理や施設の修繕、老朽化した遊具を新しくするための費用です。新設整備費は、公園の用地取得や整備工事等にかかる費用です。新設整備費は減少傾向にある一方で、施設の老朽化や公園数の増加に伴い維持管理費は増加傾向であり、今後も施設の老朽化が進むことで、維持管理費は更に増加するものと想定されます。



＜公園の維持管理費・新設整備費の推移＞

## ■公園愛護会による維持管理

本市では、1983年(昭和58年)に公園愛護会制度を創設し、公園愛護会では、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等の活動が行われています。

「地域の公園は地域の手で守る」を目的に、地域の皆さんで公園愛護会を設立していただき、市民と行政の協働により公園の維持管理に取り組んでおり、現在、約160団体が活動しています。しかしながら、その中には、高齢化による活動の先細りや、後継者不足により公園愛護会を廃止せざるを得ない状況も生じています。

**公園愛護会に入ろう!**

公園愛護会ってなあに?  
公園で清掃・除草・花のお手入れなどを行う、地域の市民ボランティア団体です。

どんな活動しているの?  
① 清掃 (月1回以上)  
② 除草  
③ 施設の破損発見時の連絡

どんな人たちが活動しているの?  
① 町内会  
② 自治会  
③ 藤沢市民で組織された団体が公園周辺の町内会・自治会と協力体制のとれるもの

市からの支援は?  
① 清掃用具などの支給 (団体設立時)  
② 清掃員を収容するための倉庫設置  
③ 交付金の交付  
④ そのほか美化活動に必要な支援

花壇のお花を綺麗にしたい  
いつも行く公園を快適にしたい

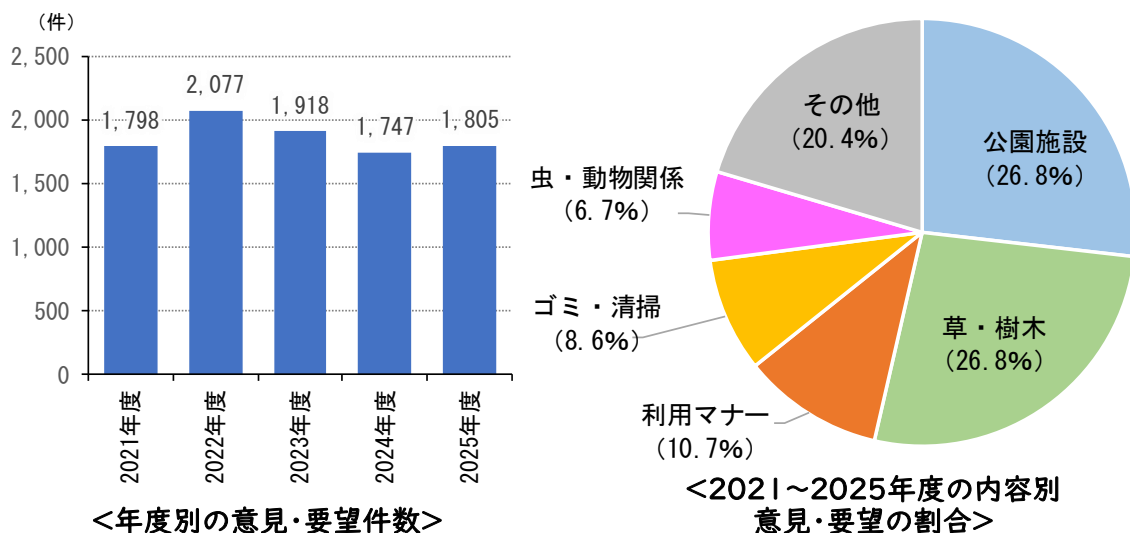
新規団体も絶対募集中!

藤沢市役所 都市整備部 公園課 電話: 0466-50-3535 (直通)

＜公園愛護会チラシ＞

### 3) 公園への意見や要望

公園課では日々多くの意見や要望などの問い合わせを受けており、その数は年間で約1,800~2,000件になります。その内容は、主に遊具・トイレ・照明灯といった施設の不具合、樹木の管理と草刈、公園内の利用マナー、ゴミの投棄が挙げられます。このような意見・要望等に対し、迅速な対応や適切な情報発信を行う必要があります。



### 4) 公園での事故等の発生状況

公園では施設の利用中にケガをして、救急搬送されるケースが毎年数件程度発生しています。遊具を適切に使用しないことが主な原因となっていますが、施設の劣化が原因となる可能性もあることから、そういった危険を未然に防ぐため、管理者として適切な維持管理を行っていくことが必要です。

また、台風や暴風雨などの影響により公園内の法面の崩れ、樹木が近隣宅へ倒れてしまうといった自然災害に伴う事象も発生しています。法面の崩れや倒木については、全国的にも死亡事故が発生するなど、決して起きてはならない重大な事案であり、公園ごとの地形・環境、樹木の状況に応じた管理体制を築いていくことが大切です。

## 5) 公園の利用ルール

公園は誰もが利用できるオープンスペースであり、子どもから大人まで不特定多数の方に利用される施設であるため、公園の基本的なルールを「藤沢市都市公園条例」で定めています。その中で、施設の破損やゴミのポイ捨て、他人の迷惑となる行為などは「禁止行為」としています。また、公園内での販売・営業行為や写真の撮影、花火等の火気を使用することなどについては「制限行為」として、あらかじめ市の許可を得て実施する必要があります。これらの利用ルールについては、公園内の看板に明示するなどして、利用者への周知を行っています。

しかしながら、近年、「利用ルールが守られていない」「マナーが悪い」といった問い合わせや苦情が増えており、ルールの周知・啓発が課題となっています。また、「どこまでがOKで、どこからがNGなのか分からない」といった利用者が判断に迷ってしまうケースも生じています。

### 公園の主な利用ルール

- 人に迷惑のかかるようなことや危険なことはやめましょう。
- 本格的な球技は、近隣の方々や他の公園利用者に迷惑がかかるのでやめましょう。
- 犬が苦手な方もおりますので、犬はリード等に必ずつなぎ、フンは飼い主がきちんと持ち帰りましょう。
- 施設は大切に使いましょう。
- ゴミは自分で持ち帰りましょう。
- 公園敷地内は禁煙です。
- 花火・バーベキュー・たき火等、火の使用はやめましょう。

### 判断に迷うケース（例）

「人に迷惑のかかること」とは？

花火はできる？



本格的な球技ってどこまでがいいの？

利用者同士の解釈の違いがトラブルや苦情・要望に繋がる

## 2-3 公園利用者等のニーズ等の状況

### (1) アンケート調査の実施

公園の利用状況やニーズを把握するため「公園に関するアンケート」を実施しました。

#### <調査概要>

実施方法	・ e-kanagawa電子申請システムのアンケート機能による調査 ・ アンケート用紙による調査
調査期間	2023年（令和5年）3月20日から4月21日まで(アンケート用紙は3月27日から)
回答状況	4,380件（うち、電子4,140件、用紙240件）

#### <アンケート項目>

##### ◇公園全般について

- ・ 身近なところに公園はあると感じますか。
- ・ 《藤沢市内の》公園の利用頻度を教えてください。
- ・ 《藤沢市外の》公園の利用頻度を教えてください。
- ・ 藤沢市内で好きな公園はありますか。（ある場合）好きな公園名を2か所まで選択してください。
- ・ どんな公園が好きですか。
- ・ よく利用する公園はありますか。（ある場合）《藤沢市内で》よく利用する公園はどこですか。
- ・ よく利用する公園を選んだのはなぜですか。
- ・ 藤沢市内には公園が多いと思いますか。
- ・ 公園で何がしたいですか。
- ・ 公園を誰とよく利用しますか。

##### ◇公園の管理や活用について

- ・ 身近な公園の清掃・草刈り・花植などに興味がありますか。
- ・ 藤沢市内の公園で活動している公園愛護会という制度を知っていますか。
- ・ 公園施設の適正な管理を目的にした防犯カメラの設置についてどのように思いますか。
- ・ 公園でイベント（マルシェ、キッチンカー、フリーマーケットなど）を開催してほしいですか。

##### ◇公園の利用ルールについて

- ・ 公園には利用等に関する注意事項があることを知っていますか。
- ・ 現在の利用ルールについてどのように思いますか。
- ・ 公園の利用ルールの設定方法についてどのように思いますか。

##### ◇次の項目の利用ルールについて、どのように思いますか。

- ・ ペットの同伴について
- ・ ボール遊びについて
- ・ 手持ち花火について

## (2) アンケート調査結果

アンケートから得られた主な結果は次のとおりです。

- ・身近なところに公園が「ある」と感じている人が91.4%
- ・身近なところに公園が「ない」と感じている人は、御所見地区にお住まいの方の50.9%、長後地区にお住まいの方の23.9%
- ・市内の公園を「週1回以上利用」している人が45.1%
- ・好きな公園の上位は、「辻堂海浜公園(県立) (24.1%)」、「引地川親水公園 (21.2%)」、「新林公園 (17.5%)」
- ・公園でしたいこと上位は、「散歩 (56.6%)」、「休憩 (46.0%)」、「遊具で遊ぶ (37.0%)」
- ・身近な公園の清掃・草刈り・花植などに興味が「ある」人が43.7%
- ・公園愛護会のことを「知らない」人が74.1%、「知っている」人が23.8%
- ・身近な公園の清掃・草刈り・花植などに興味がある人のうち、公園愛護会を「知らない」人が68.7%、年代別では、80歳代が11.5%に対し、20歳代が81.0%
- ・防犯カメラの設置を「良い」と考えている人が89.6%
- ・地域の状況に応じた公園ごとのルールが「必要」と考えている人が80.5%

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
资  
料

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

## 第3章 プランの将来像と理念

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

## 第3章 プランの将来像と理念

### 3-1 将来像

人口の増加とともに市街化が進む本市において、公園はレクリエーション機能の他に、防災や景観形成、環境保全、生きものの生息の場としても、かけがえのない役割を担っています。また、公園内にあるまとまった緑はCO<sub>2</sub>の吸収や固定、蒸散活動を行うことで、地球温暖化やヒートアイランド現象の低減につながる重要な機能を持っています。こうした機能は人々の生活と密接に関係するものであるため、都市における貴重な空間であるといえます。

これまで本市では、市民が良質な生活を営むための環境を整備するため、サードプレイスとなる公園や緑地・公共空間（オープンスペース）を数多く確保し、大都市近郊の都市として成長してきました。しかし、近年の公園を取り巻く社会状況の変化やニーズが多様化する中で、これまでの行政主体の公園運営ではなく、市民、事業者、行政等がそれぞれの特性を活かしてパークマネジメントに取り組むなど、身近な公園を地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」とすることが求められています。また、子どもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするための「子どもまんなか公園づくり」が求められています。

このような中で、都市基盤の整備が進み、成熟したまち・藤沢にとって、市民や事業者等とのマルチパートナーシップ\*による公園の維持・管理がより一層重要となっています。市民や事業者等と行政が協働・共創して公園をより魅力的な空間にし、それぞれの公園が持つ可能性を十分に発揮していくことは、私たちの暮らしの質を高め、ウェルビーイング\*の実感に寄与するものであるといえます。

多様な主体により柔軟に公園が使われ、公園が持つ様々な機能が十分に発揮されるとともに、それぞれの公園の特徴が活かされた魅力あふれる公園を実現し、未来へとつなげるために『みんなで育てる憩いの公園、笑顔のふじさわ』を将来像としてめざします。

### みんなで育てる憩いの公園、笑顔のふじさわ



## ■未来の公園のイメージ

マルシェがたくさん開催されて、新鮮な藤沢産の農水産物が買えるようになったね。



若い人も愛護会に参加してくれるようになって若い人との交流も増えたね。



キッチンカーがよく来てくれるから公園でランチするのが楽しみになったね。



公園のガイドブックができてみんながルールを守ってくれるから、一緒に楽しく公園を利用することができるようになったね。



みんなでローカルルールを作ったことで、多目的広場で球技ができるようになったから、公園に行く楽しみが増えたね。



海や江の島を眺めていると心が癒されるなあ。



軽い運動と自然を感じながら休憩できる場所ができて、公園にいると心が安らぐなあ。



公園に防犯カメラが設置されて、迷惑行為や危険行為が減ってよかった。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

## 3-2 基本理念

将来像として掲げた『みんなで育てる憩いの公園、笑顔のふじさわ』の実現に向け、「つかう」「まもる」「つくる」という3つの視点で基本理念を掲げます。

### ◆基本理念

#### 01 公園をもっと身近に **つかう**

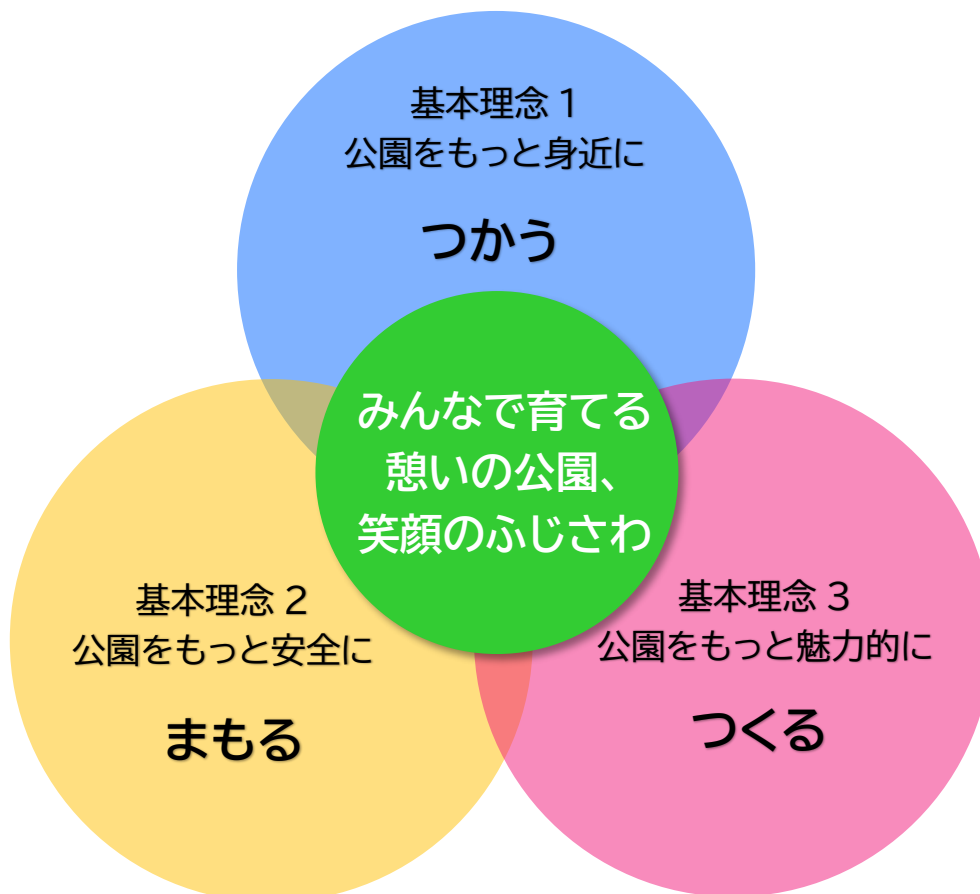
新しいルールづくりや、多様な主体との連携により、公園を使いやすく身近な存在にします。

#### 02 公園をもっと安全に **まもる**

施設の適正管理や、防災・減災対策、安全対策を進め、公園の安全性を確保します。

#### 03 公園をもっと魅力的に **つくる**

市民ニーズに応じた誰もが使いやすい魅力的な公園を整備します。



### 3-3 基本方針・施策

基本理念に基づいて基本方針を設定し、20の施策を展開していきます。また、現在抱えている課題を踏まえ、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけます。

基本理念	基本方針	施策
1 公園をもっと身近に <b>つかう</b>	1 新しいルールづくりをすすめます	【重点施策】 ① 分かりやすい利用ルールの推進 ② 許可の基準の見直し
	2 市民・事業者との連携をすすめます	③ 公園愛護会活動の拡充 ④ 公民連携の推進
	3 公園に関する受発信を充実します	⑤ 問い合わせしやすい環境づくり ⑥ デジタル技術の利活用
2 公園をもっと安全に <b>まもる</b>	4 適正な管理をすすめます	⑦ 樹林地の保全 【重点施策】 ⑧ 樹木の適正管理 ⑨ 歴史的資産等の永続的な保全
	5 防災・減災対策をすすめます	【重点施策】 ⑩ 法面の計画的な安全対策 ⑪ 災害に備えた取組の推進
	6 安全対策をすすめます	⑫ 公園施設の点検・更新による安全確保 【重点施策】 ⑬ 防犯カメラの設置
3 公園をもっと魅力的に <b>つくる</b>	7 地域の状況を踏まえた整備をします	【重点施策】 ⑭ 公園の適正配置 ⑮ 公園機能の再編
	8 市民ニーズに応じた整備をします	⑯ 地域住民のニーズを捉えた多目的広場の整備 ⑰ アーバンスポーツ*施設の整備 ⑱ 歩きたくなる公園・緑道づくり
	9 誰もが使いやすく居心地が良い公園を整備します	⑲ 環境に配慮した公園づくり ⑳ インクルーシブ*な公園づくり

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
资  
料

## 第4章 具体的な取組

## 第4章 具体的な取組

### 基本理念1 公園をもっと身近に つかう

#### 基本方針1 新しいルールづくりをすすめます

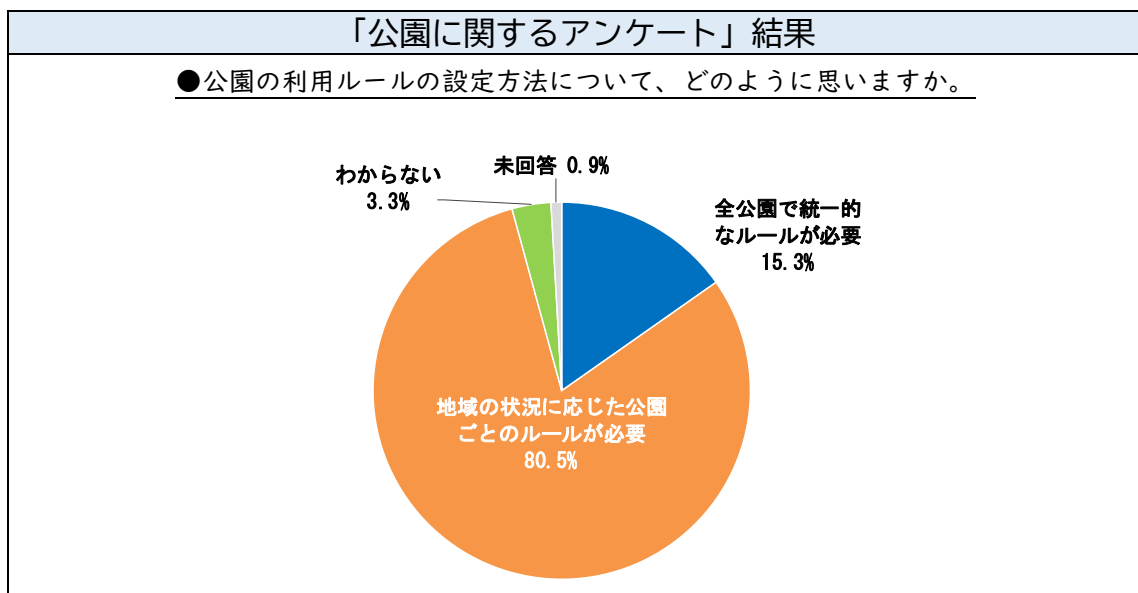
#### ① 分かりやすい利用ルールの推進 【重点施策】

##### □ 背景と課題

公園は誰もが自由に利用できるオープンスペースとして多くの方に利用されていますが、利用ルールが分からない、分かりにくいといった苦情・要望が多く寄せられています。また、他の利用者の迷惑となるようなボール遊びや占有利用といった公園内での遊び方に対するものや、喫煙やごみのポイ捨てなどの迷惑行為に関する苦情・要望も多く寄せられています。この背景には、条例により定めた公園の利用ルールを明確に示せていないことや、利用者のマナー意識やモラルの低下が考えられます。このような苦情・要望等の増加は、公園の利用制限を増やすことにつながるため、本来自由利用できるはずの公園から自由がなくなり、結果として利用しにくい場所となっていることがあります。

本市では、利用ルールの周知として、主に公園内での啓発看板の設置や公園管理者によるパトロール等を実施していますが、公園以外の場所で、利用ルールやマナーを周知・啓発する機会が少ないことが、利用ルールが守られない要因のひとつであると考えています。

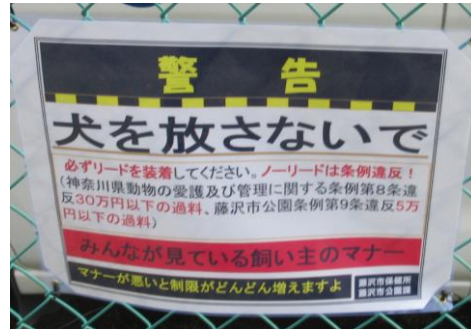
令和5年に実施したアンケート調査の結果では、公園ごとに異なる利用ニーズに対して、個別に対応できるようなルールの設定及び運用を可能とする必要性が示唆されています。このことから、公園管理者として利用ニーズに柔軟に対応することが、利用者の利便性向上や地域コミュニティの活性化につながるものと考えています。



## 公園内の禁止看板の例



球技に関する看板



犬のノーリードに対する看板

## □ 取組の方向性

- ・分かりやすい利用ルールの周知を推進し、利用者が共通認識を持てるよう促します。また、共通認識に加えて、互いに「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持つことが重要と考え、この視点を持って取組を進めます。
- ・公園ごとのニーズに対応するため、地域が主体となって公園周辺の状況や実態に合わせて公園のルールづくり・運用ができるような制度を創設します。

## □ 取組の内容

## a. ガイドブックの作成

問い合わせが多い、公園でのボール遊びや花火の利用など、利用ルートを明確にすることを目的にガイドブックを作成します。

例えば、分かりにくいルールの一つとして、「本格的な球技はやめましょう」がありますが、どこまでがOKでどこまでがNGなのかを具体的に示します。

また、ルビをふる、イラストを多用する、分かりやすい表現など工夫するとともに、ホームページでの公開や公園への二次元コードの設置など、確認しやすい環境づくりを進めます。



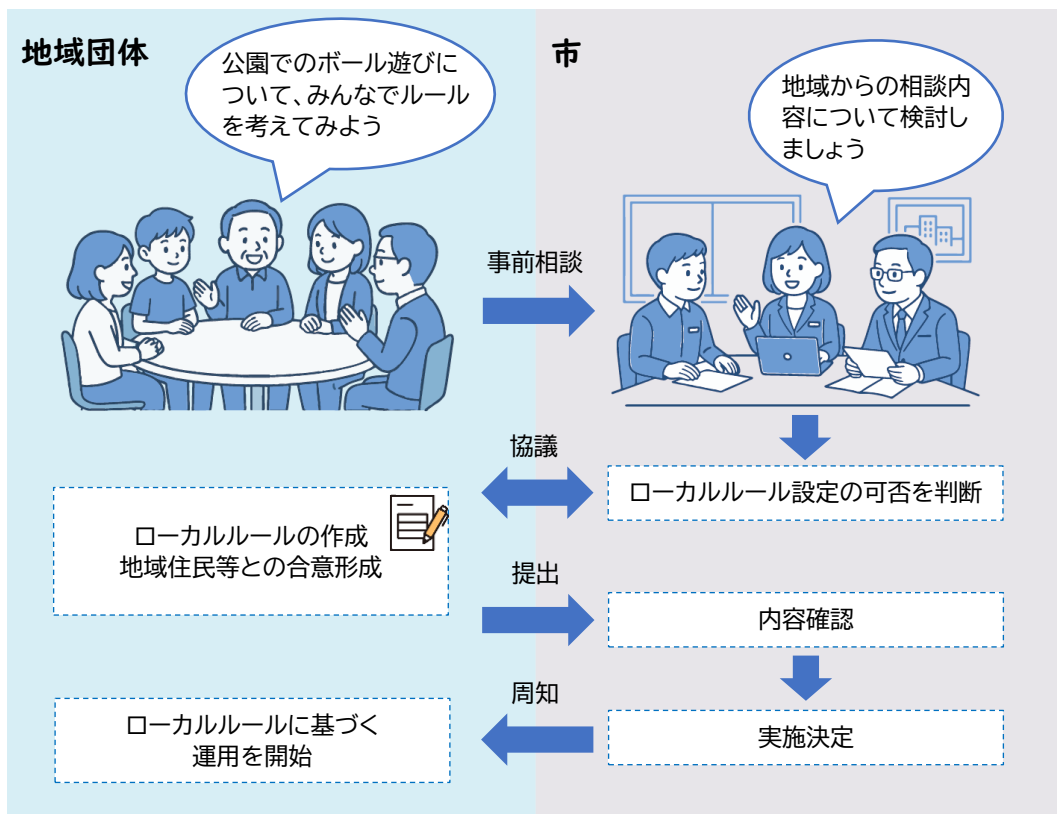
**b. 利用ルールの積極的な周知・啓発**

公園管理者が行う施設の整備などの「ハード面」の取組、ルールの周知・啓発などの「ソフト面」の取組に加え、「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを育む「ハート」の取組として、学校等教育機関や指定管理者等と協力し、公園利用者に向けたマナー講座を積極的に実施します。また、「ハート」の視点を踏まえてデザインした利用看板の設置を進めます。



**c. ローカルルール制度の検討**

地域団体等の発意により、地域のニーズを汲みとった公園の使い方などを市と協議し、地域住民等との合意形成を図ったうえで、地域団体等が主体となって公園を管理運営できる「ローカルルール」の設定を可能とする制度を検討します。



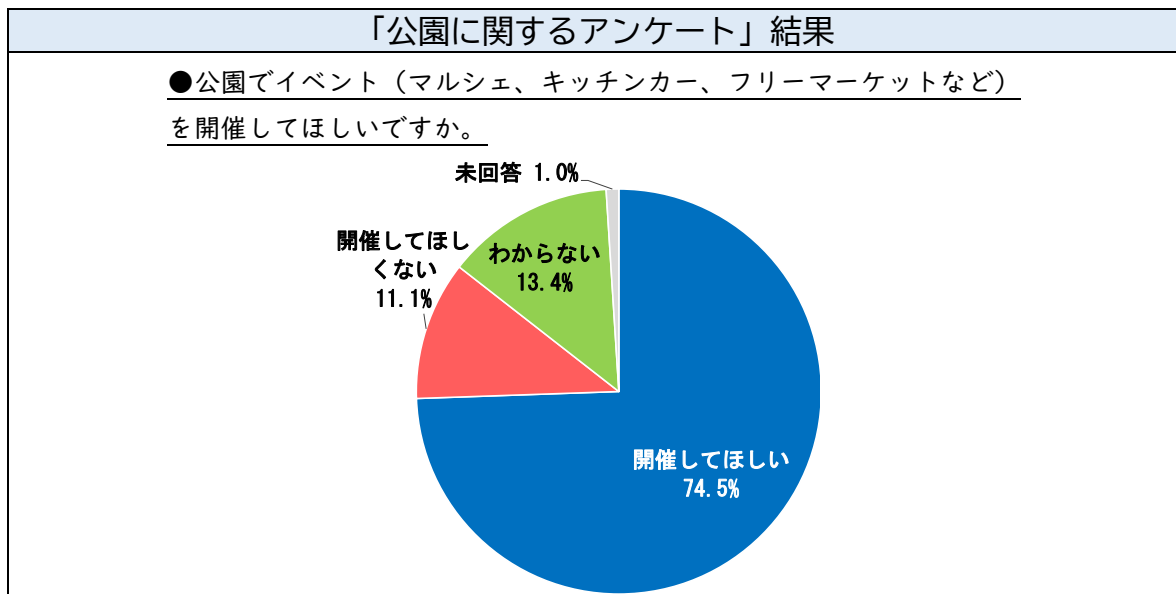
<ローカルルール設定までの流れ(イメージ)>

## ② 許可の基準の見直し

### □ 背景と課題

近年、公園利用者のニーズは多様化しています。ニーズのなかには、都市公園条例により、「禁止されている行為」や「制限されている行為」により、公園使用の許可をしていない事例があります。例えば、公園内でのたき火等による火気の使用は、禁止されている行為であり、花火の使用は制限されている行為にあたります。また、公園内に車両を乗り入れることは禁止されている行為であり、物品を販売することは制限されている行為になっています。

そのような中、公園利用のニーズが多い事例として、「公園で花火をしたい！」「公園にキッチンカーを呼びたい！」という声が年々増えてきています。令和5年に実施したアンケート調査においても、公園でマルシェやキッチンカーなどのイベントを開催してほしいという意見が多くありました。このため、条例により制限されている行為の許可の基準を見直すことは、多様なニーズへ対応できるとともに、公園の利活用を促す方法として効果的です。



### □ 取組の方向性

- ・都市公園条例に基づく「制限行為」「禁止行為」を許可するかの判断基準に関して、現在の公園利用ニーズを考慮し、見直しを図ります。

### □ 取組の内容

#### α. 「制限行為」「禁止行為」を許可する際の判断基準の見直し

例) 花火等の火気を使用すること（都市公園条例第10条に基づく制限行為）を許可する場合

- ・自治会、町内会など地域の団体がその責任において実施するもの
- ・ゴミは必ず行為者が持ち帰るものとし、公園内の美化に努めること 等

例) キッチンカーによる飲食物の販売を許可する場合

条件①：公園への車両乗り入れ（都市公園条例第9条に基づく禁止行為）

- ・公園施設を傷めない措置を行い、緊急時に車両を移動できる体制とする
- ・車両の出入り時、他の公園利用者への安全対策を行う
- ・公園利用者の迷惑にならないよう配置する 等

条件②：物品の販売及び営業行為（都市公園条例第10条に基づく制限行為）

- ・社会通念上好ましくない物品の販売については許可しない
- ・物品は公園利用者の利便性を向上させるものとする 等

#### **b. トライアルパークの検討**

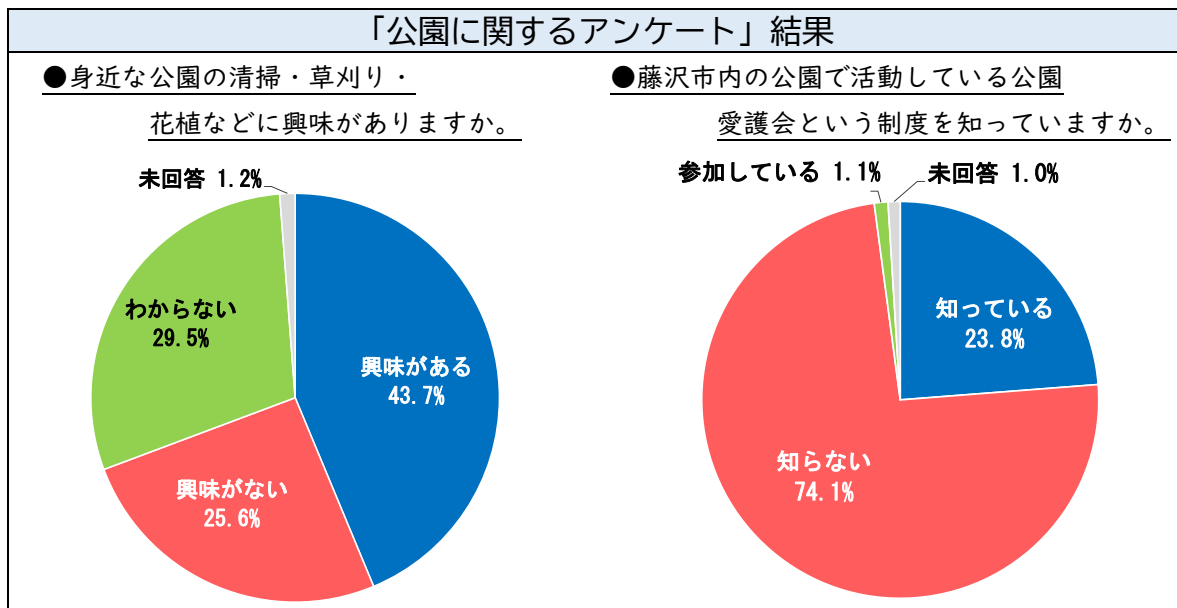
公園の新たな活かし方を発掘するため、都市公園条例に基づく制限行為又は禁止行為に該当する行為でも、一定の条件を設定し実験的に利用ができるよう、特定の公園について検討します。

### ③ 公園愛護会活動の拡充

#### □ 背景と課題

本市では、「地域の公園は地域の手で守る」を目的に、1983年（昭和58年）から地域住民の方々を中心に構成された「公園愛護会」を設立し、定期的な清掃や花植えなど、公園の維持管理にご協力をいただいています。しかしながら、設立から40年以上経過し、高齢化による活動の先細りと、それに代わる後継者の確保の難しさが問題となっています。また、2026年（令和8年）4月1日時点での設立数は163団体と、身近な街区・近隣公園の約半分に留まり、設立されていても高齢化と後継者不足から廃止せざるを得ない公園愛護会が年々増えています。

令和5年に実施したアンケート調査では、身近な公園の清掃・草刈り等に興味があるかどうかの質問に対して、約4割の方が「興味がある」との回答でした。一方、公園愛護会を知っているかどうかを問う質問では、「知らない」と回答した方が約7割と大変多く、活動に興味はあるけれども、そもそも公園愛護会の活動が知られていないという状況が分かりました。



公園愛護会は、公園全体の維持管理において重要な役割を担うほか、地域の様々な方が関わるなかで、地域コミュニティの活性化にも繋がっている例があります。これからも変わらず、地域の公園を見守る目として、公園愛護会の存在は重要であり、活動の継続や拡充に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。

## 愛護会活動の様子



### □ 取組の方向性

- ・公園愛護会の拡充について、これまでは、チラシの配架やホームページでの周知などを行ってきましたが、デジタル技術を活用するなどして、新たな世代の取り込みに向けて取り組みます。また、活動内容を拡充できるような制度を検討します。
- ・活動に興味のある地域住民の参加を促進するため、積極的な周知により公園愛護会を知ってもらう機会を増やすとともに、公園愛護会に興味をもった方が参加したくなるよう、愛護会活動の魅力を伝えます。

### □ 取組の内容

#### a. 積極的な広報・周知

公園愛護会が未設立の公園を中心に、設立の案内板を設置するなど、定期的な広報・周知活動を行います。また、ホームページやSNSなどを活用した様々な愛護会活動の紹介や、出張講座などの制度を活用し公園愛護会の活動を体験してもらうなど、より広く活動を知ってもらえるよう取組を進めます。

#### b. ボランティア情報機関等との連携

「チームFUJISAWA2020」のようなボランティア情報機関やボランティアサイト等と連携し、新たな会員を取り込みます。また、SNSなどのコミュニケーションツールの活用により、公園管理者と公園愛護会又は公園愛護会相互のつながりを生み出し、地域レベルのコミュニティ形成を図ることで、公園愛護会活動の持続的な実施を図ります。

#### c. 設立条件等の見直し

公園愛護会の担い手をより広い層へ広げることで活動の拡充や継承を図るために、公園愛護会の設立条件等を見直し、様々な団体や企業等、多様な主体が愛護会活動に参加できるような仕組みを検討します。

出張講座の様子(小学校での愛護会活動体験)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

## ④ 公民連携の推進

### □ 背景と課題

本市のみならず、多くの自治体では人口減少や公共施設の老朽化、厳しい財政状況などに適切に対応しながら、効率的・効果的かつ魅力的な公園運営を行っていくことが、喫緊の課題となっています。

このような中で、各自治体においては民間事業者のノウハウなどを取り入れた市民サービスの向上や、地域の活性化といった新しい価値の創造を目指した様々な取組が進められています。本市においても、指定管理者制度やPark-PFIなどの取組を進め、効率的・効果的な公園運営を推進するとともに、公園の新たな活用法を模索し、魅力的な公園づくりに向けた取組を行っています。

本市で初めてPark-PFIを活用した鶴沼海浜公園においては、事業の効果検証を行うとともに、多様な主体との連携を継続することで更なる魅力向上を図り、地域の活性化へと繋がるよう取組を進めています。

### □ 取組の方向性

- ・本市においては、指定管理者制度やPark-PFIなどの導入により、公園が持つ新たな魅力の創出や効率的な維持管理、財政負担の軽減につながっているため、公民連携事業をより一層拡充します。

### □ 取組の内容

#### a. 指定管理者制度の対象拡充

現在、大規模公園などで指定管理者制度を導入していますが、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上と効率的な維持管理が図れるとともに、公園のポテンシャルを活かした特色のある運営を行えることから、小規模な公園も含め、対象公園の拡充について検討します。また、指定管理者が行っている自主事業の更なる充実により、より一層の魅力向上を図ります。

#### b. Park-PFIの導入検討

令和5年に実施したアンケート調査で、好きな公園やよく行く公園の上位にランクインした公園を中心に、魅力向上に向けた取組として、マーケットサウンディング\*などにより、Park-PFIの導入の可能性を模索するとともに、その他の公園においても幅広くPark-PFI等公民連携による民間ノウハウの活用について模索します。また、先進事例などの情報収集に努め、現在行っている公園の管理方法にとらわれない新たな管理方式を検討します。

#### c. CSR活動の受け入れ

本市では、緑地の維持管理に際し、市内企業のCSR活動の受け入れを行っています。CSR活動によって公園の美観維持や施設の安全性の確保など公園に関する課題の解決に寄与するほか、賑わいが生まれることで地域の活性化などにもつながることから、CSR活動の受け入れを行います。

#### d. 事例収集・研究

公園の活用については、全国的に様々な制度や取組により実践されていますが、本市においてその活用事例は多くありません。広く多様な主体と共に魅力的な公園づくりを進めていくにあたり、積極的に自治体の事例を収集・研究し、本市での実施について検討します。

例) クラウドファンディング、ふるさと納税、ネーミングライツ制度、寄附の受け入れなど

#### Park-PFIを導入した鵜沼海浜公園



民間事業者のノウハウを活用し、公園の整備や管理運営を行っている

## ⑤ 問い合わせしやすい環境づくり

### □ 背景と課題

公園に関する意見や要望などの問い合わせ件数は、年間で約1,800～2,000件程度になります。問い合わせ方法別の割合をみると、電話や窓口での受付が約7割を占めていますが、近年では、藤沢市公式LINEの「市民レポート」機能を活用して報告される件数が増えてきています。「市民レポート」機能では、利用者が公園の現状について、写真や位置情報とともに報告することができ、問い合わせ時間も開庁時間にかかわらず行うことが可能です。また、問い合わせを受ける管理者側にとっても、施設の破損状況や草木の状況など要望内容を正確に把握することができ、迅速な対応が図れるなど、メリットがあります。利用者・管理者が双方に発信・受信しやすい環境を整えていくことが必要であり、そうした環境が施設の適切な維持管理へとつながっていきます。

また、問い合わせが多い事項については、あらかじめ情報発信の充実を図ることや、利用者が知りたい、必要とする情報の精査と、そうした情報を迅速かつ適切なタイミングで発信する手法等についても併せて検討していく必要があります。

### □ 取組の方向性

- ・「市民レポート」機能や問い合わせフォームの周知を進め、利用者・管理者の双方にとって問い合わせをしやすい・受付をしやすい環境を整えます。
- ・問い合わせが多い事項について把握し、あらかじめ周知を行うなど、情報発信の充実を図ります。

### □ 取組の内容

#### a. 問い合わせ方法の周知強化

問い合わせの手段としては電話や窓口のほか、電子メールやWEBサイトでの意見提案制度、LINEによる「市民レポート」といった方法があり、これらをホームページなどで広く周知します。また、「市民レポート」については、公園に案内看板を設置するなど周知を強化していきます。



## **b. 情報発信の充実**

問い合わせの多い季節の花やイベント情報など、公園をもっと利用する、訪れるきっかけとなるような情報発信を増やします。また、広報ふじさわやホームページなど既存の周知方法に加え、利用ニーズに対応した適切な発信手法を検討します。

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

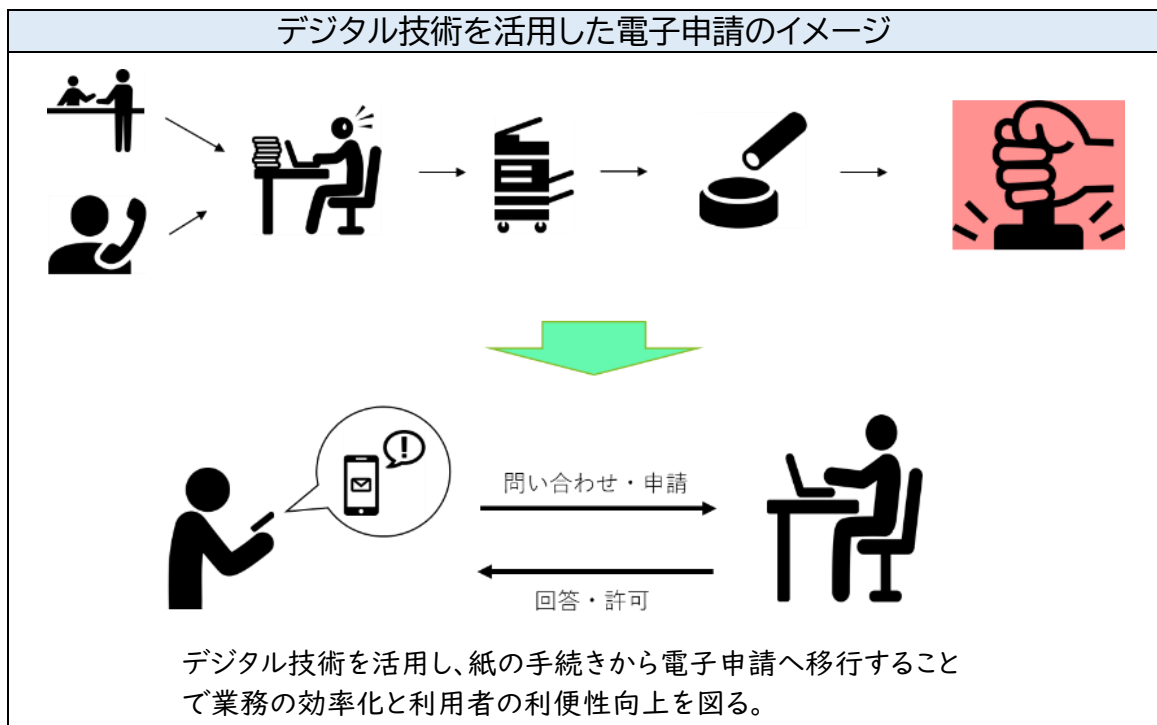
## ⑥ デジタル技術の利活用

### □ 背景と課題

全国的にデジタル技術を活用した業務の効率化が進められている中で、本市においても、市民生活の質をさらに向上させることを目的とした「藤沢市DX\*推進計画」を策定し、推進しています。

公園に関する問い合わせへの対応について、これまでExcel等の電子データによる管理や紙媒体による事務処理を行っていましたが、業務の効率化を図ることを目的にアプリ上でのデータ管理及び事務処理が可能な「要望対応アプリ」を構築し、2026年（令和8年）4月より運用を開始しました。これにより、藤沢市公式LINEの「市民レポート」機能からの報告内容が「要望対応アプリ」へ自動で反映できるようになるなど、業務の効率化が図られ、要望への対応がスムーズに行えるようになりました。

また、公園の使用許可等に伴う申請手続きについては電話や窓口での対応となっていることから、申請者への大きな負担となっています。このような申請手続きについては、デジタル技術の活用により電子的に受付及び申請が行えるようになっている自治体が増えており、本市でも刻々と変化する市民ニーズに対応していく必要があります。



### □ 取組の方向性

- ・2026年（令和8年）4月から運用を開始した「要望対応アプリ」のより一層の活用を図ります。
- ・許可申請等の申請受付の電子化を検討します。
- ・クラウド管理によりデータを一元化し、各申請の受付から対応完了までの手続きを電子化・一本化することを目指します。

## □ 取組の内容

### a. 要望対応アプリの活用

2026年（令和8年）4月から運用を開始した「要望対応アプリ」について運用状況の検証を行い、より一層の活用を図ります。

### b. 許可申請等の電子化

申請者の負担を軽減するために、許可申請等の申請受付について電子化を検討します。また、許可申請から許可書の発行、支払いまでを電子化・一元化するためのシステムについて検討し、構築に向けて課題整理を行います。

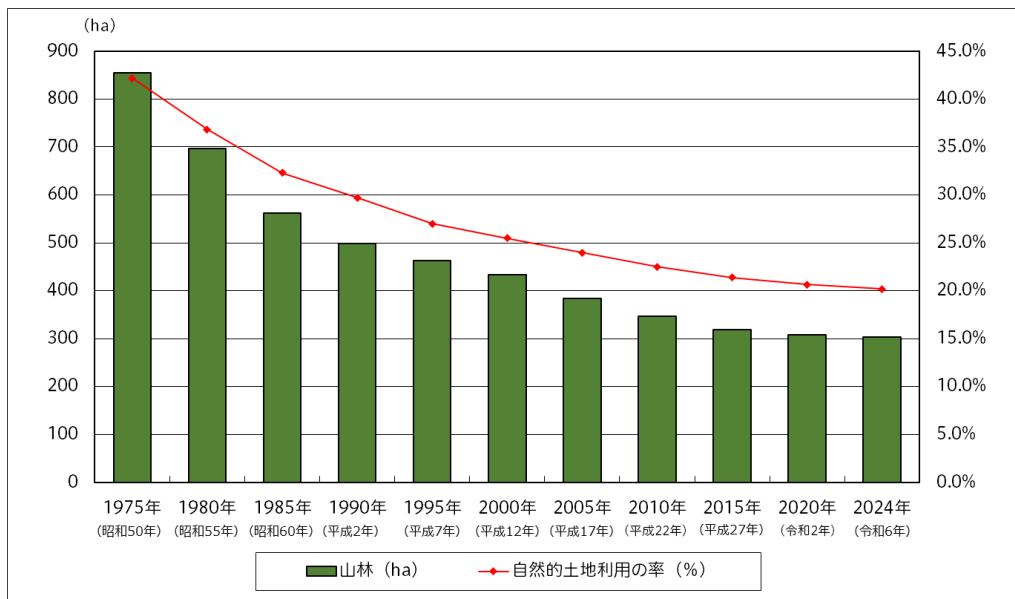
## 基本理念2 公園をもっと安全に まもる

### 基本方針4 適正な管理をすすめます

#### ⑦ 樹林地の保全

##### □ 背景と課題

1975年（昭和50年）に854haあった本市の山林面積は、2024年（令和6年）時点で302haとなり、60%以上減少しています。貴重な樹林地が失われる前に樹林地保全に関する施策を総合的に展開していく必要があります。



<山林面積の推移>  
(出典:藤沢市緑の基本計画)

より多くの樹林地を残すために、公園の整備にあたっては公園内の樹林地と他の公園施設とのバランスを図りながら、既存の樹林地を保全していく必要があります。また、公園内の樹林地については、公園利用者の安全確保や近隣住民への配慮が必要ですが、樹林地の状態把握や満足な維持管理ができていない状況があり、樹林地内で倒木や枝折れが発生していることがあります。

#### 斜面地での倒木等



大庭城址公園



新林公園

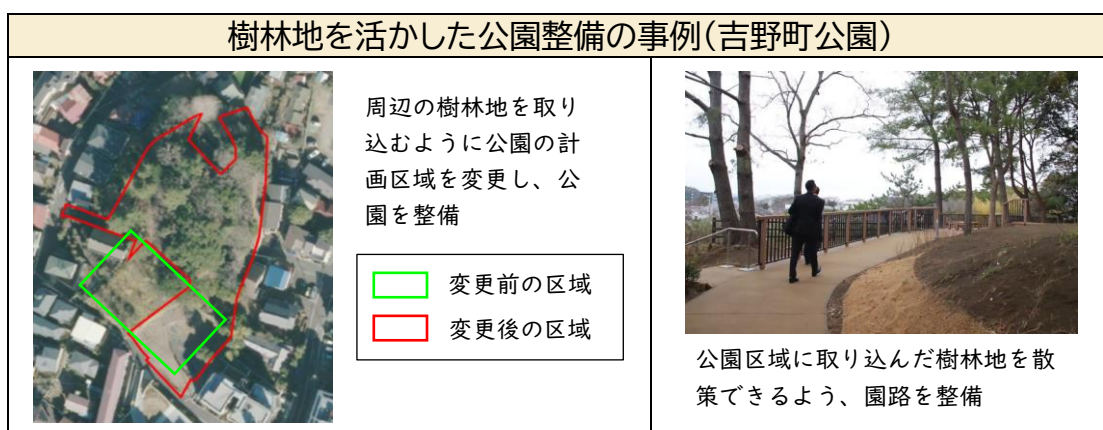
## □ 取組の方向性

- ・樹林地の特徴を把握し、公園利用者の安全確保や近隣住民への配慮をするとともに、生物多様性を意識した公園整備や維持管理を行います。
- ・斜面地の安全性を確保するうえで対策を講じる際には、樹林地に配慮した工法を検討します。

## □ 取組の内容

### a. 既存樹林地の保全

公園の整備にあたっては、既存樹林地の状況や他の公園施設とのバランスを図りながら、既存樹林地をできる限り残した保全に努めます。



### b. 維持管理方法の検討

公園内の樹林地についての現況調査を行い、公園利用者の安全確保や近隣住民への配慮、生物多様性を意識した適切な維持管理方法を検討します。

### c. 緑地に配慮した工法の選定

公園の斜面地の崩壊を防止するための対策を実施するにあたり、工事によって緑地が分断することによる生きものの生息環境縮小を考慮し、可能な範囲で緑地を残す工法を選定します。



## ⑧ 樹木の適正管理 【重点施策】

### □ 背景と課題

公園の中には、公園整備以前から自生しているもののほか、新たに植栽されたものや開園後に自然と生えてきたものなど、たくさんの樹木が生育しています。これらの樹木は長いもので植栽後50年を超えて生長を続けており、広がった枝葉や根は公園内外へ様々な影響を及ぼしています。例えば、公園入口付近の樹木が大きく生長した結果、見通しを悪化させ、道路を走る車両と公園を出る人との接触事故が起きやすくなるということがあります。また、高木化・老木化の進行によって腐朽・倒木等のリスクが高い樹木が増えており、近年では倒木により公園利用者がケガをするという事故が報道されることも増えています。外見では健全に見える樹木が突然倒木する、または大きな枝が急に折れて落ちてくるようなことが、日常的に起こり得る状況になってきています。一方で大きく生長した樹木は大きな緑陰を生み出し、夏場においては公園の温度上昇を抑えるほか、生きものの生息環境を提供するなど多様な機能を有しています。

管理者においてはこれらの機能を活かしながら課題解決に向けて取り組む必要があります。

#### 樹木によるリスク等の事例



老木化による枝折れ



照明灯付近の支障枝



電線への干渉



隣接地への越境

## □ 取組の方向性

- ・安全・安心で快適な利用ができる空間とするとともに、生物多様性に配慮した維持管理をするため、樹木管理基準を作成し、それに基づいた維持管理を行います。

## □ 取組の内容

### a. 樹木台帳の整備

公園の樹木のうち、枝の落下や倒木といったリスクが特に高い大径木を中心に調査し、リスト化を進めます。

### b. 樹木管理基準の作成

公園の樹木管理についての基本的な考え方をまとめた樹木管理基準を作成します。作成にあたっては下記の項目を中心に検討します。

#### ① 樹木の点検・対応

- ・樹木の健全性を目視や打音検査などの点検により確認します。樹木医等の有資格者でなくても実施できるマニュアルを作成します。
- ・点検結果によって対応が異なるため、フローを作成し、適切かつ速やかに危険木の処置を行えるようにします。
- ・伐採を行った場合は、公園の景観、緑陰形成状況や地域住民のニーズを考慮しながら必要に応じて苗木の植樹を検討します。

#### ② 安全性の確保

- ・公園入口付近の樹木管理については、道路から公園利用者の出入りが確認できるよう剪定等を行います。
- ・公園内の園路が交差する箇所のような利用者が交錯する場所においても、視認性の確保を目的とした剪定、刈込等を行い、入口付近の植栽管理については、道路から公園利用者の出入りが確認できるよう剪定等を行います。

#### ③ 防犯性の向上

- ・照明灯の光が樹木等により妨げられている場合には、所定の照度を確保することを目的とした剪定・刈込等を行います。
- ・公園外周部に列植された樹木等については、外からの視認性確保のため、間引き等による管理を行います。

#### ④ 支障木の解消

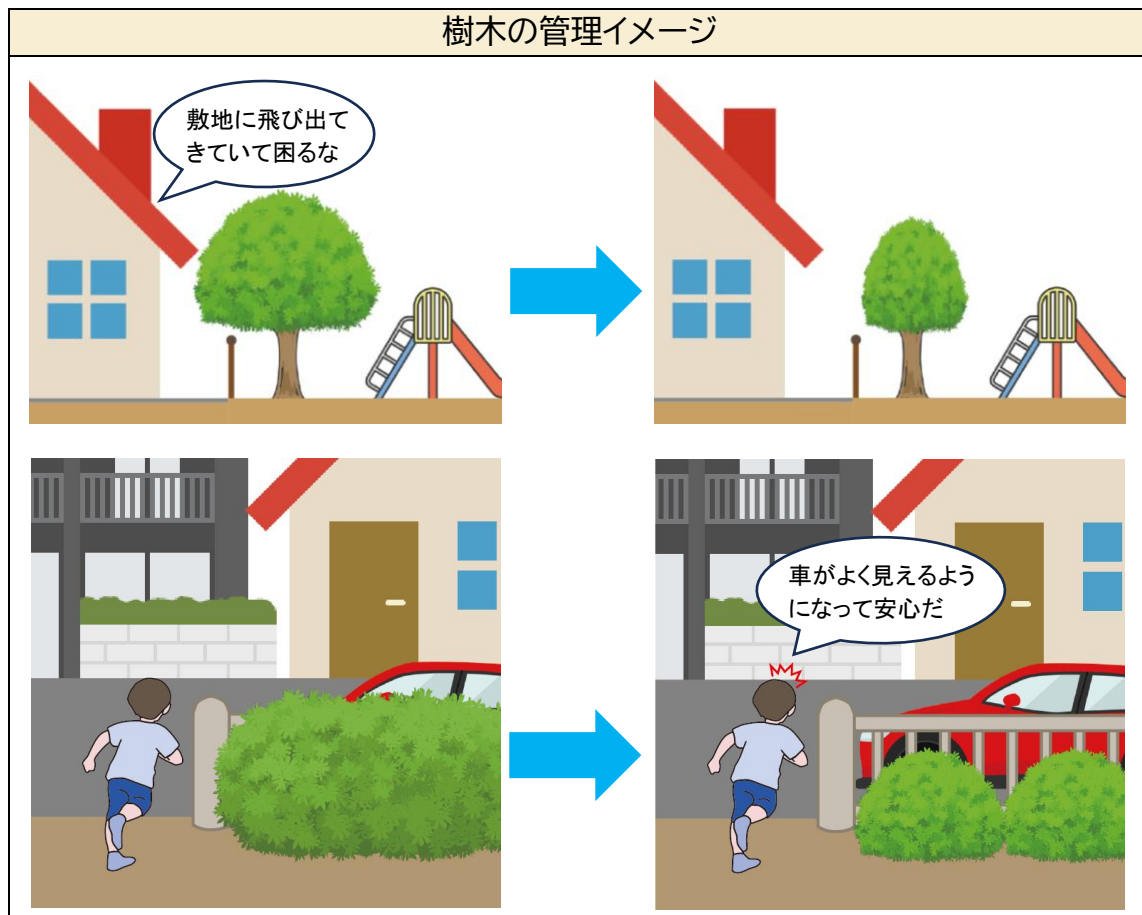
- ・道路及び隣接地への越境木については、把握しているもののうち、越境度合や越境による隣接地への影響を確認のうえ、順次解消を進めていきます。
- ・電線等ライフラインへの影響が想定される支障木については、日常的に行う公園パトロール等で把握し、対応を図ります。

#### ⑤ 生物多様性に配慮した植栽管理

- ・利用者に影響の少ない範囲で草地を一部刈り残すことで、生きものの生息環境を守ります。
- ・既存の環境に悪影響を及ぼす外来植物を重点的に駆除します。
- ・池などのビオトープを有する公園においては、樹木の剪定方法やタイミングを工夫するなどして、池の一部が常に日陰となるなど、水中の環境にバリエーションが生まれるよう配慮します。

### c. 樹木管理基準に基づいた維持管理

樹木管理基準に基づいた公園内の樹木の適正管理を行うために、定期的にパトロールや点検、剪定等を行い、新たな危険箇所や支障木が発生しないよう努めます。また、維持管理にあたっては樹木等の特性を生かしつつ、剪定や刈込等により維持及び保全を図り、樹木の健全な育成を目指します。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

## ⑨ 歴史的資産等の永続的な保全

### □ 背景と課題

藤沢市内には多くの歴史的資産等が存在し、その一部は公園内に設置されています。これらの資産は周囲の公園環境と調和し、公園の独自性を高める重要な要素となっており、公園利用者から親しまれています。

しかしながら、多くの資産は専門性の高い維持管理技術が求められているものの、公園管理者のノウハウや予算の範囲内では、これらの資産の維持管理や改修等に対応することが困難な状況にあります。

今後、老朽化するこれらの歴史的資産に対して、さらなる改修対応等が必要になることが見込まれており、永続的な保全に向けた取組が必要です。

### 歴史的資産等の例



新林公園 古民家



二番構公園 彫刻

### □ 取組の方向性

- ・現在公園内に設置されている歴史的資産等について、永続的かつ安定的な管理を目指し、その取扱いについて見直しを図ります。
- ・公園管理者及び庁内関係部署との連携を強化し、歴史的資産等の適切な管理に努めます。
- ・今後新たに公園内設置となる場合の基準や手続きについて検討します。

### □ 取組の内容

#### a. 歴史的資産等の台帳整備

現時点で既に設置されている歴史的資産等について、場所や設置された経過を整理した台帳の整備を行います。これにより、適切な保全対策を講じるための基盤を整えます。

#### b. 適切な維持管理

文化財やパブリックアート、石造物など、過去の様々な経過から公園内に設置されている歴史的資産等が多くあります。これらの老朽化が進むなか、補修の必要性の有無など、公園管理者だけでは判断ができないケースもあるため、文化財所管課等、庁内関係部署と連携し、保全すべき対象の基準や保全方法、修復・補修の基準を明確にするとともに、協力体制を構築することで、適切な維持管理に努めます。

### **c. 新規案件における基準と手続き方法の明確化**

今後、公園内に新たに移設する歴史的資産についての設置基準や手続き方法を明確にします。公園の調和や保全の観点から設置の妥当性について判断し、必要な手続きを経た上で設置していくこととします。

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

## ⑩ 法面の計画的な安全対策 【重点施策】

### □ 背景と課題

法面の安全対策の背景には、過去の土砂災害を教訓にした土砂災害防止法の法律制定があります。この法律は、1999年（平成11年）6月29日に広島県広島市・呉市等で災害が発生し、近年にない大規模な土砂災害となった事例を教訓に、従前の対策工事のほかに、ソフト対策を充実させるために制定されたものです。

神奈川県では土砂災害防止法の制定以降、従来の砂防堰堤や急傾斜等の工事を目的とせず、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域という2種類の区域を県が指定し、ソフト対策などの必要な施策を行いました。以降、本市では、上記区域に該当する公園・緑地について現地踏査を行ったうえ、法面对策工事を計画的に実施することで、安全対策を進めています。

また、対策工事が未実施の法面（以下「未対策法面」という。）では、職員による目視での点検や専門業者による調査を実施し、斜面状況等を適宜確認しており、これらの点検・調査結果を対策工事へ反映していますが、その頻度や結果の蓄積方法等が確立できていない状況です。また、対策工事を実施した法面（以下「対策済み法面」という。）については点検・調査の方針を定められていない状況です。

### これまでに実施した法面对策工事の事例



大庭城址公園



御所ヶ谷緑地

### □ 取組の方向性

- ・未対策法面における点検・調査の実施方法について見直します。
- ・対策済み法面については、点検・調査の方針を検討します。

## □ 取組の内容

### **a. 未対策法面における計画的な点検・調査の実施**

職員による点検や専門業者による調査について、各種基準を参考に点検・調査項目を見直します。また、調査・点検により、変状の進行や推移等を把握するために、過年度の点検結果や調査報告書等と比較できるようデータベース化するなど、調査・点検結果の蓄積方法を検討します。

### **b. 対策済み法面における工法ごとの点検・調査方針の検討**

対策済み法面は様々な工法により対策されているため、各対策工法に適した点検チェックリストの作成や、点検・調査実施頻度について検討します。また、長寿命化の視点を取り入れながら、適切な維持管理を行います。

## ⑪ 災害に備えた取組の推進

### □ 背景と課題

市民の生命、身体を災害から保護するためには、災害拡大防止と被害軽減に向けた取組が必要となります。公園は、日常の利用に加え、災害時には避難場所や救援活動の拠点となるほか、都市におけるオープンスペースとして火災延焼を遮断するなど、様々な防災機能を有しています。また、災害への備えとして、地域コミュニティ形成の場となるなど重要な役割を担っています。

一部の公園には、地域の防災活動を補助する施設を設置していますが、有事の際に使用することとなる自治会・町内会が施設の存在や使用方法を把握していない場合があります。災害時に備え、施設を利用する市民の防災意識の向上のための取組が必要です。

#### <防災活動を補助する施設のある公園一覧(令和8年4月1日時点)>

防災活動を補助する施設の例	公園名
耐水性飲料用貯水槽	花ノ木公園、湘南台公園、新林公園、秋葉台公園 ほか
マンホールトイレ	湘南台公園、長久保公園、矢端公園、堂面第二公園 ほか
かまどベンチ	堂面第二公園、本町四丁目公園、宮ノ下公園 ほか
防災倉庫	大荒久公園、柏木公園、鯉ヶ淵公園、五反田公園 ほか
一時避難場所を示す看板	桜小路公園、遠藤丸山公園、上谷戸公園、椎の実公園 ほか

### □ 取組の方向性

- ・市民の防災意識の向上や取組への支援を行います。
- ・公園がもつ機能を災害時に十分に発揮できるよう、防災活動を補助する施設の有効活用を促進します。

### □ 取組の内容

#### a. 地域の取組に対する支援

自治会・町内会による防災倉庫や一時避難場所としての看板の設置にあたっては、設置場所の確保など、取組への支援を行います。

#### b. 公園の防災機能についての情報発信

市民の防災意識が向上し、災害時や訓練時に公園が有効活用されるよう、公園の防災機能について庁内関係部署と連携し、情報発信に努めます。

#### c. 災害時に備えた関係機関との連携

応急仮設住宅の建設等、災害時における公園の有効活用について関係機関と連携します。

## 防災活動を補助する施設(かまどベンチ)



第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

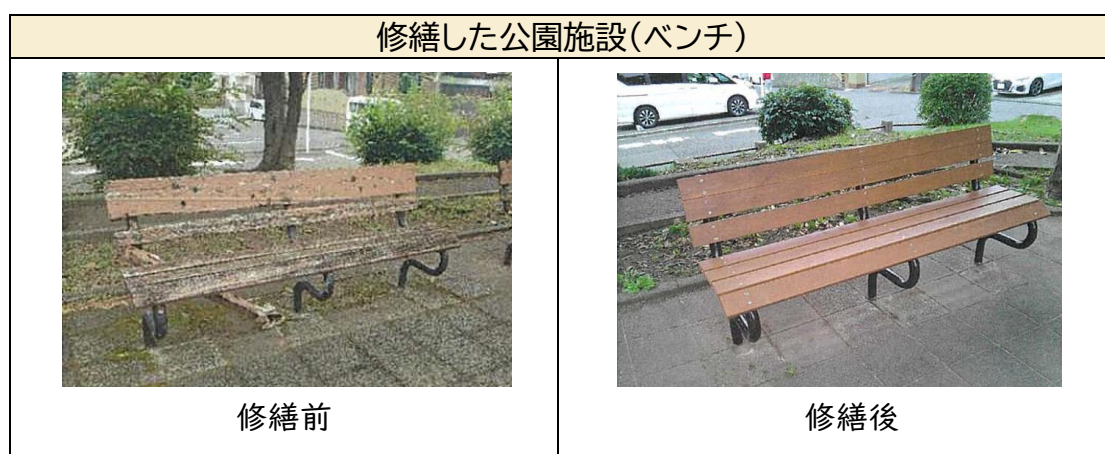
## ⑫ 公園施設の点検・更新による安全確保

### □ 背景と課題

安全に公園を利用するためには、遊具やベンチといった公園施設が常に健全である必要があります。遊具については年に1回の定期点検を行い、健全性を把握していますが、公園内には遊具以外にもトイレや管理事務所、水飲みなど、さまざまな施設があります。これらの施設についても定期的な点検を実施し、常態的な機能確保に努める必要があります。

また、公園の中には定期的に補修することで、使えなくなるまでの寿命が延びる施設と、あまり寿命が変わらない施設があり、本市においては前者のような施設をなるべく長く使えるように維持し、施設の入れ替えにかかるコストの縮減に取り組んでいます。しかしながら、老朽化の進行によって、補修が必要な施設は増える一方であることから、管理者には計画的な補修や新たな発注方式の研究などにより、長期的なコストを管理しながら施設を維持していく視点が必要です。

一方で、補修を行っても寿命が延びないような施設は、機能の低下や破損によって撤去・更新が必要となります。これらの施設は、機能確保の観点から更新を基本としていますが、利用状況を考慮して撤去のみ行うなど、地域の実情を踏まえて対応方法を選択する必要があります。



### □ 取組の方向性

- ・公園施設の継続的な点検を行うとともに、計画的な施設更新を進めます。
- ・効率的な維持管理方法について最新事例などの研究を行います。

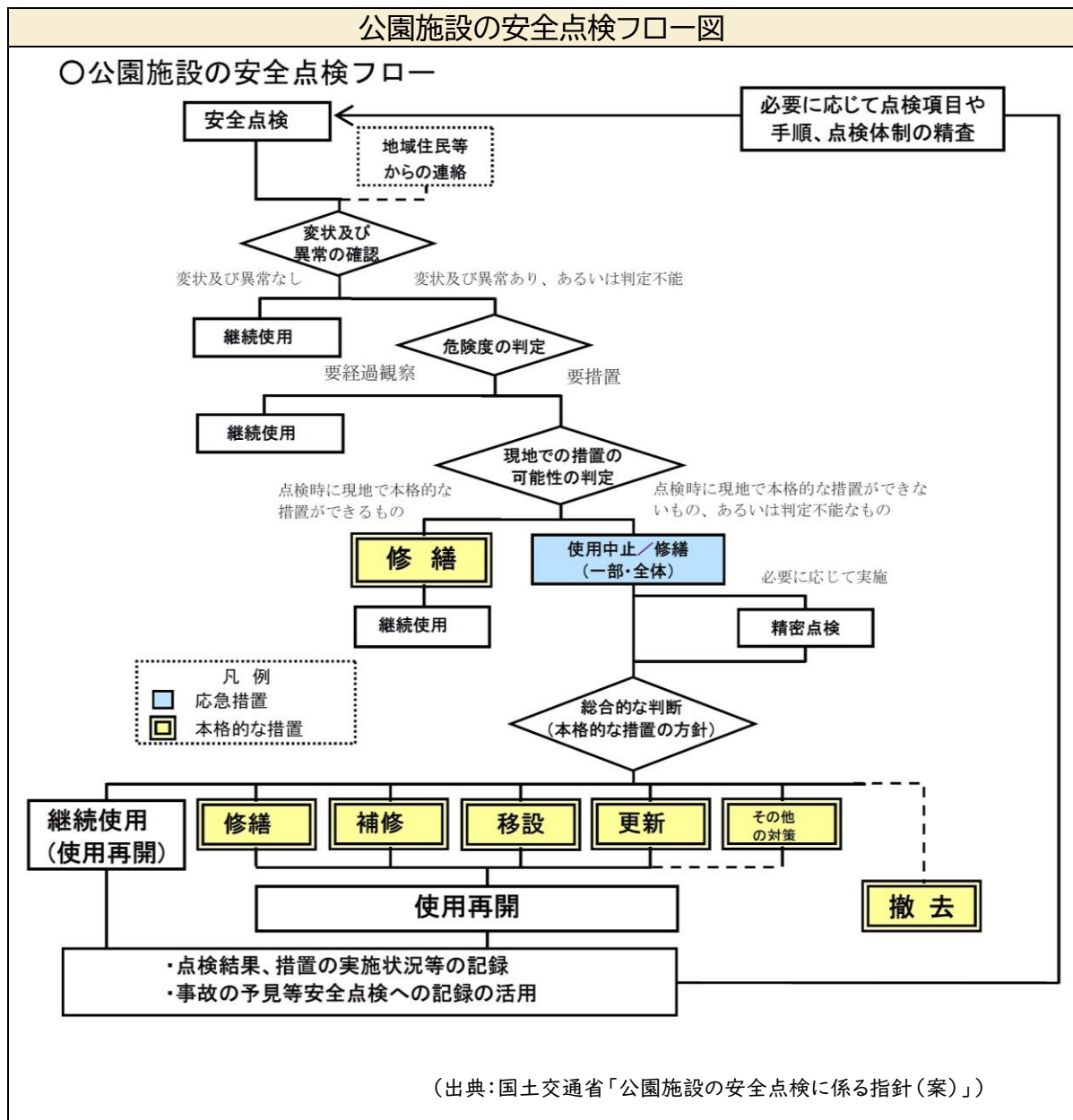
## □ 取組の内容

### a. 継続的な安全点検の実施

国土交通省が策定した「公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27年4月）」に基づき、継続的に公園施設の安全点検を実施します。点検の結果、施設に不良があった場合は公園の規模や周辺の公園の整備状況、地域住民のニーズ等を踏まえたうえで、補修・撤去・更新など、適切に対応します。

### b. 計画的な公園施設の更新

「藤沢市公園施設長寿命化計画」を基に、計画的に公園施設の更新を進めます。また、既存の発注方式にとらわれない新たな発注方式を研究します。



## ⑬ 防犯カメラの設置【重点施策】

### □ 背景と課題

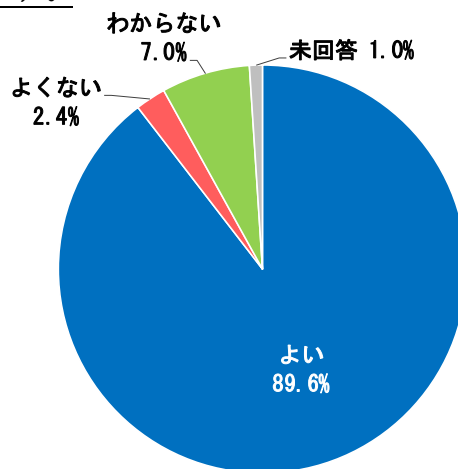
本市の公園に関する意見や要望などは、年間1,800件～2,000件程度寄せられています。中には迷惑行為や危険行為なども多数含まれています。

- ・ 迷惑行為 喫煙 すいがら・ゴミのポイ捨て 本格的な球技 騒音 違法駐輪
- ・ 施設破損 ベンチ破損 遊具破損 フェンス破損 施設へのいたずら
- ・ 不法投棄 粗大ごみ 家庭ごみ 自転車 バイク
- ・ らくがき 注意看板や遊具、柵、擁壁等へのらくがき
- ・ 施設盗難 水飲みの蛇口 花木類 金属類
- ・ 不審者 不自然な公園利用者 声掛け

これらは、ほとんどの場合、公園に人がいない時間帯に行われていることから、防犯カメラによる対策が有効であると考えます。令和5年に実施したアンケート調査においても、約9割の方が防犯カメラの設置に肯定的な回答であり、公園内における防犯カメラの設置が求められています。

### 「公園に関するアンケート」結果

●公園施設の適正な管理を目的とした防犯カメラの設置について、どのように思いますか  
(個人情報に留意した上)。



## □ 取組の方向性

- ・公園内で起きている様々な迷惑行為や危険行為に対し、防犯カメラ設置の有効性について検討し、必要であると判断した場合、運用基準に基づき防犯カメラを設置します。

## □ 取組の内容

### a. 効果的な防犯カメラの設置

防犯カメラの設置は迷惑行為や危険行為の対策に有効であると考えますが、一方で市の財源には限りがあり、公園の維持管理費は人件費の上昇などから今後も増加していく見込みであることから、今後、市内すべての公園に一律防犯カメラを設置するのではなく、公園内で起きている様々な迷惑行為や危険行為についての内容を整理し、防犯カメラ設置の有効性が高い場合には防犯カメラを設置します。

### b. 地域による防犯カメラ設置の受け入れ

自治会等の地域から、防犯カメラを公園に設置したいとのニーズがあるため、これらのニーズに対し、地域自らがスムーズに防犯カメラを設置できるように、占用等の申請方法や許可条件の周知などを行います。



# 基本理念3 公園をもっと魅力的に つくる

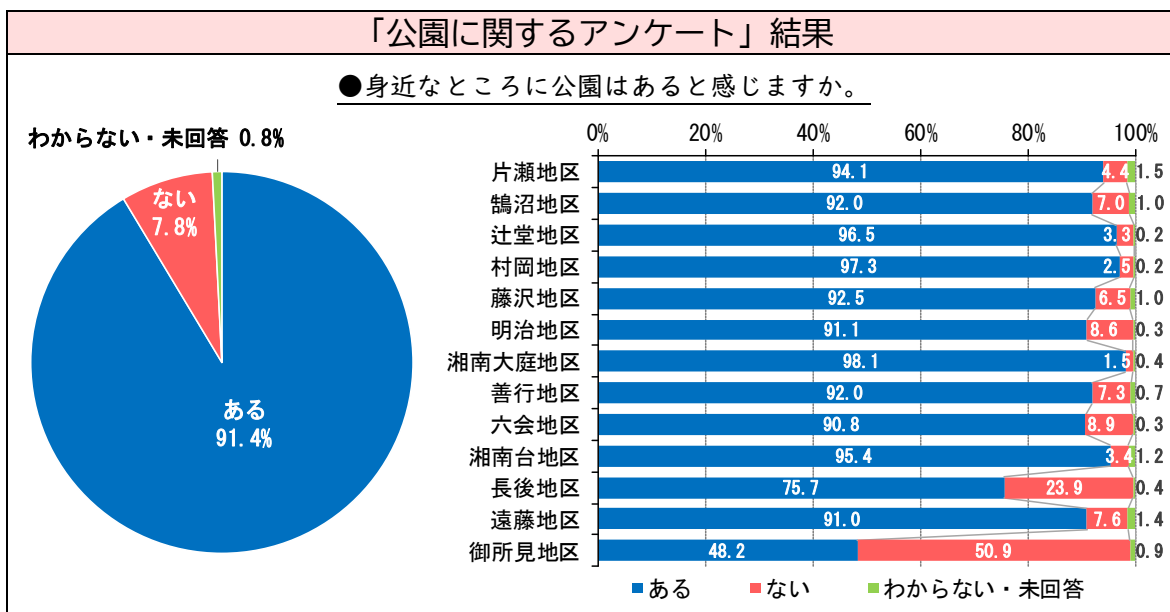
## 基本方針7 地域の状況を踏まえた整備をします

### 14 公園の適正配置 【重点施策】

#### □ 背景と課題

これまで本市では、都市計画公園・緑地の整備を着実に推進してきたものの、長期未着手都市計画公園・緑地が多数存在していることから、2018年（平成30年）3月に「藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針」を策定しました。また、「藤沢市緑の基本計画」に基づき、身近な公園への未到達区域の解消に向けた取組を進めています。しかしながら、都市化が進んでいる本市において、都市計画公園の計画区域は既に宅地等による土地利用が進展しており、公園整備にあたっては多大な費用と時間を要してしまいます。一方で、相続などにより生産緑地\*の解除や緑の広場\*といった一団のオープンスペースの土地利用転換の機会が増加している状況にあります。こうした状況から、効率的・効果的に公園整備が進められるよう、公園整備の優先度について検討を進める必要があります。

また、令和5年に実施したアンケート調査では、「身近なところに公園はありますか」という設問に対して、約9割の方が「ある」と回答している一方で、地区別にみると、長後地区と御所見地区で「ない」と回答した人が他の地区に比べて多い結果となりました。これらの地区では、市街化区域にも関わらず公園計画のない一団の未到達区域が存在していることから、整備計画の検討が求められています。



#### □ 取組の方向性

- ・長期未着手都市計画公園・緑地について、効率的・効果的に公園整備を行うため、整備の優先度を示すとともに、現状の土地利用を勘案したうえで、必要に応じて周辺の代替地に計画区域を変更することを検討します。
- ・市街化区域にも関わらず、公園計画のない一団の未到達区域（長後地区、御所見地区）における公園整備の必要性を整理し、公園整備計画を検討します。

## □ 取組の内容

### a. 「都市計画公園・緑地の整備に関する方針」の策定

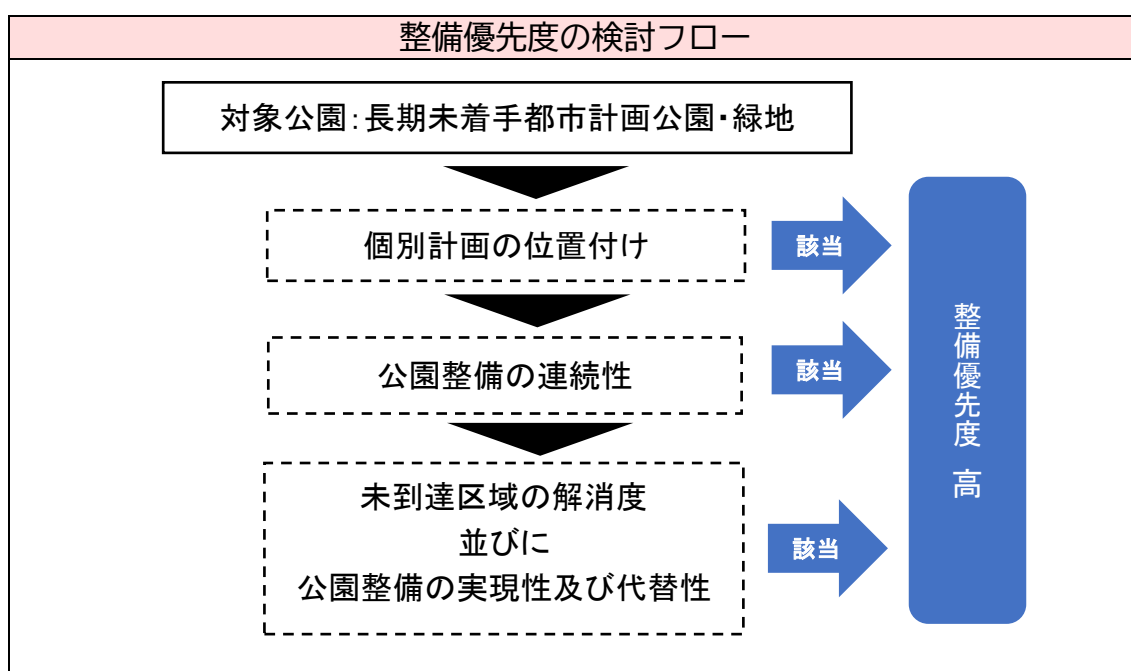
長期未着手都市計画公園・緑地の整備優先度を示した「都市計画公園・緑地の整備に関する方針」を策定します。

#### 【優先度の検討基準】

- ・ 公共施設計画や開発計画など、まちづくりに関連する個別計画に、対象公園の整備方針等が示されていること。
- ・ 既に一部の公園区域を開設済の場合、又は公園予定地として用地取得を行っている場合は、当該地を取得することで公園の連続性が確保されるなど、公園の機能向上に寄与すること。
- ・ 公園の整備により未到達区域の解消に大きく寄与すること。
- ・ 都市計画決定区域内の土地利用状況及び道路付けなどを考慮したうえで整備の実現性が高いこと。なお、都市計画決定区域内での実現性が低い場合は、周辺に代替候補地となり得る「既存ストック（市有地）」、「緑の広場」及び「生産緑地」等のオープンスペースが確認できること。

※都市計画公園の代替地となり得る場合の検討基準

- ・ 当該公園の誘致圏が大きく変わらない
- ・ 一定規模以上の面積がある 等



### b. 公園計画のない区域での公園整備計画の検討

市街化区域にも関わらず、公園計画のない一団の未到達区域（長後地区、御所見地区）については、生産緑地の解除や公共施設の再編など、一定規模以上の面積の土地が生じた際に計画的に公園用地を取得できるよう、整備計画を検討します。

## □ 背景と課題

公園が有する機能は様々ありますが、特に身近な機能としては以下のようなものがあります。

公園の主な機能
①遊び・・・遊具や広場等で遊ぶことができる
②休憩・・・ベンチや四阿(あずまや)、緑陰等によりリラックスできる
③健康・運動・・・運動施設や健康遊具の利用、散歩等により運動ができる
④コミュニティ形成・・・地域の催しや、愛護会活動等の地域活動の場となる
⑤防災・・・災害時の避難場所となる
⑥自然・環境・・・緑は多様な生きものの生息場所となるだけでなく、温度上昇を抑制する
⑦景観・・・植栽により季節感を感じられるとともに、良好な街並みを形成する

本市では、開発行為により整備され帰属を受けた公園も含め、300を超える公園を管理しており、その多くが施設の選定や配置等において一定の基準をもとに整備されています。このため、近接する複数の公園において、施設配置が類似する傾向があり、さらに施設の老朽化が加わることで、公園にとどまらず地域の魅力が低下しているという課題があります。

地域に親しまれ、使われる公園となるよう、これからの公園整備及び維持管理においては、公園の個性や立地特性を引き出し、地域が持つ魅力を十分に発揮できるような視点が必要です。

## □ 取組の方向性

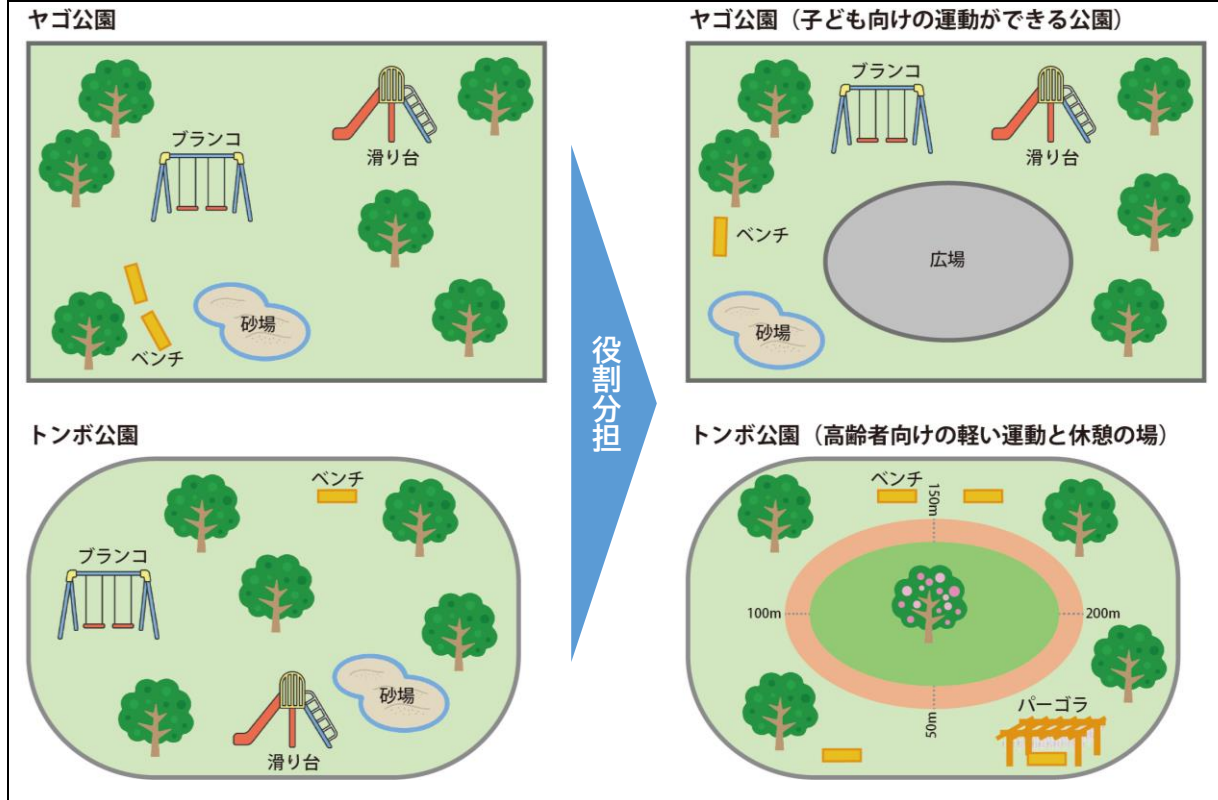
- ・公園の新規整備・改修を行う際、周辺に公園が複数ある場合には、新規整備及び改修予定の公園及び周辺公園を対象に地域のニーズに合わせて機能再編を検討します。

## □ 取組の内容

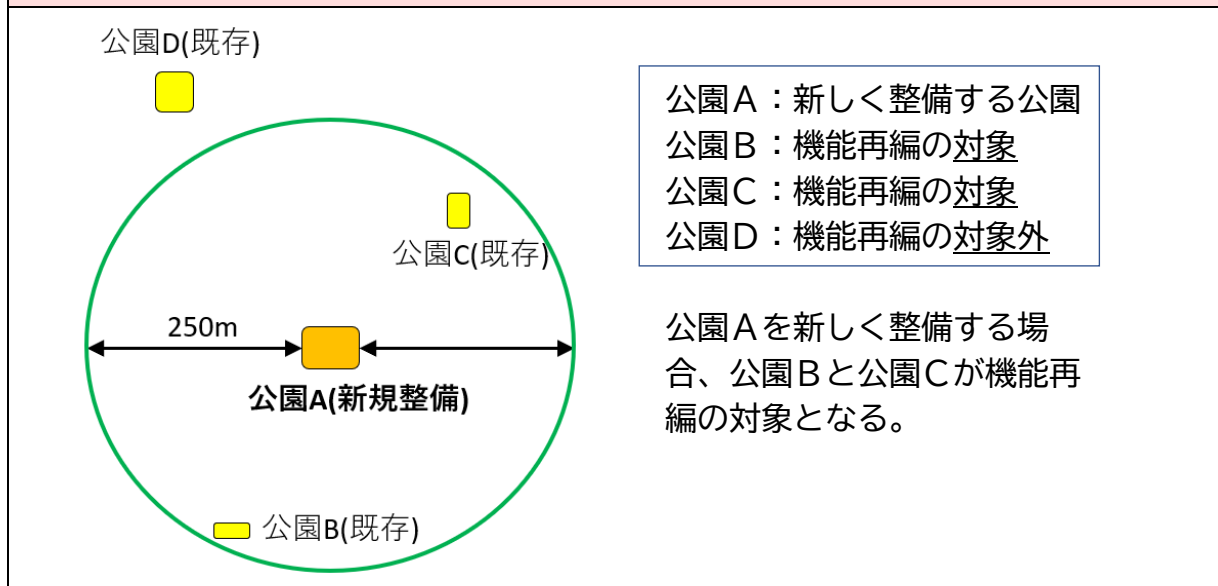
### a. 公園の新規整備における機能再編

公園の新規整備にあたり、その種別が街区公園である場合は周辺の既設公園と役割分担ができるよう機能の再編を行います。なお、機能再編の対象は、整備予定の公園から半径250mの範囲内に存する公園を基本とし、分担の方法は対象となった公園の利用状況や地域のニーズを汲み取りながら検討します。

## 機能再編のイメージ



## 再編対象とする範囲の基本的な考え方



### b. 公園施設の再設置

公園施設の改修にあたり、公園施設の修繕又は撤去後再設置を基本とするが、周辺の街区公園に同様の施設があり、機能の重複かつ過剰であると判断された場合には再設置は行わないものとします。なお、機能の重複かつ過剰かどうかを判断する対象範囲は、公園施設の改修を行う公園から半径250mの範囲を基本とします。

16 地域住民のニーズを捉えた多目的広場の整備

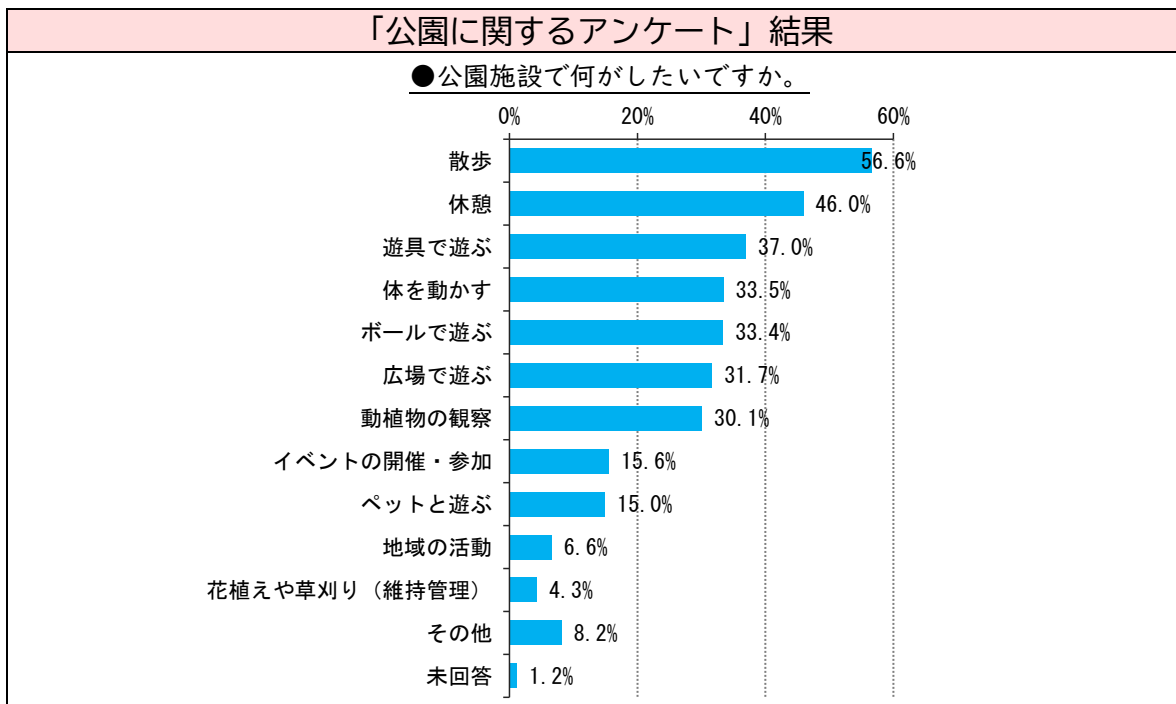
□ 背景と課題

公園は、散歩や休憩の場として利用されるほか、子どもたちが遊具やかけっこをして遊んだり、地域のお祭りが行われるなど、様々な利用がされています。

令和5年に実施したアンケート調査においても、「公園で何がしたいですか」との問いに対し、「散歩」「休憩」「遊具で遊ぶ」「体を動かす」「ボール遊び」をはじめとした様々な回答がありました。

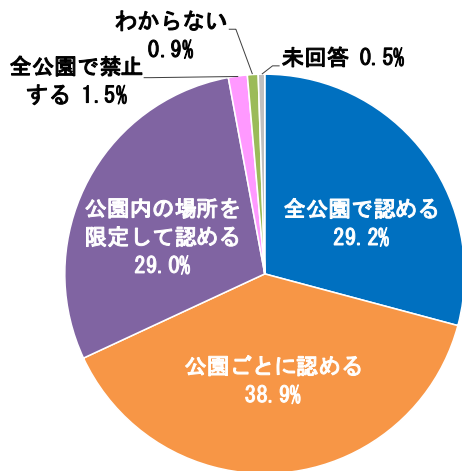
この中の「体を動かす」「ボール遊び」「広場で遊ぶ」といった運動に対するニーズへの対応のひとつとして、本市では公園に多目的広場を設置してきました。多目的広場では様々な利用がされてきましたが一方で、利用者同士のマナーによるトラブルや騒音などによる近隣住民とのトラブルも少なくありません。特に、複数人で行うような本格的な球技については、状況によっては他の公園利用者に危険を及ぼす可能性があることから、公園によっては制限している状況です。

しかしながら、令和5年に実施したアンケート調査では、公園でのボール遊びや野球・サッカー等の球技についての利用ルールに関する問いに対し、「全公園で禁止すべき」と回答した市民は少なく、条件付きも含めると概ね9割の市民が球技を認める意見であることが分かりました。

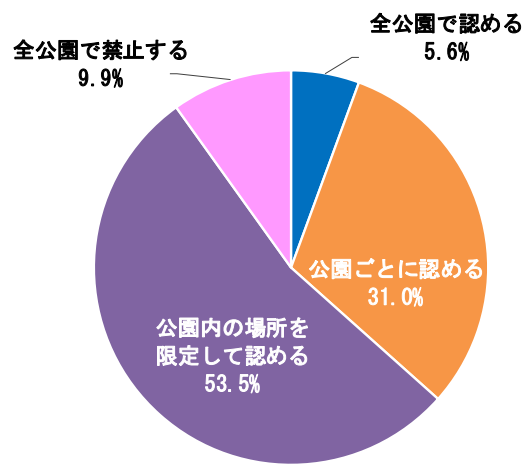


## 「公園に関するアンケート」結果

● ボール遊び※1について、どのように思っていますか。



● 球技※2（野球、サッカー等）について、どのように思いますか。



※1…アンケート時に「市内の公園では、柔らかいボールを使用するなど、他の公園利用者に危険が及ばないボール遊びについては原則認めており、本格的な球技は不可」であることを説明しています。

※2…「球技」とは、バットを使用した野球、ゲーム形式でのサッカー等の本格的な球技を指します。

### □ 取組の方向性

- ・公園でのボール遊びや球技について肯定的な意見があることを踏まえ、多目的広場の整備にあたっては地域のニーズを把握し公園の整備に反映します。

### □ 取組の内容

#### a. 地域性に応じた多目的広場の規模・配置等の検討

公園の新設及び大規模な改修時にはワークショップ開催等により、多目的広場に対する地域のニーズを把握し、多目的広場の要否や規模、配置等を検討します。また、整備の際には、施策①「分かりやすい利用ルールの推進」に掲げた「ローカルルール」の設定について地域と協働により検討します。

#### 多目的広場の例(遠藤公園)



多目的広場の外周に、フェンスを設け、ボールが外に飛び出ないようにしています。

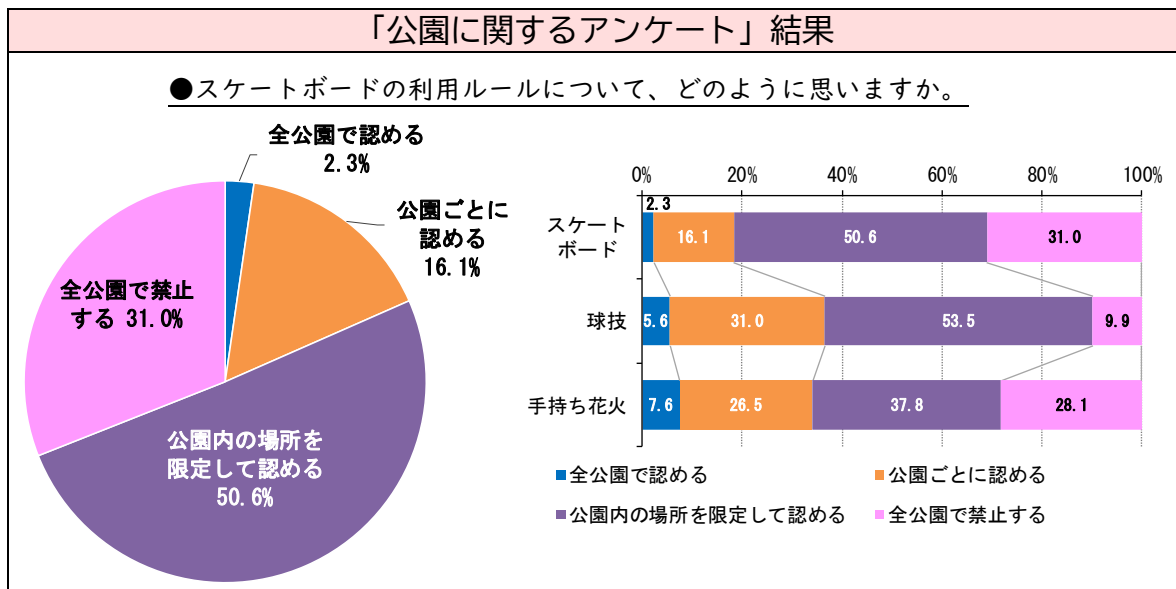
## □ 背景と課題

「スケートボード」、「BMX」、「3X3」などのアーバンスポーツは、「東京2020オリンピック競技大会」での盛り上がりや国際大会における日本人選手の活躍もあり人気が高まっています。本市の公園の一部では、アーバンスポーツを行うための施設が整備されていますが、競技者が増える中で新たな施設の整備やリニューアルのニーズが高まっています。

## ■ 藤沢市公園での施設整備状況

スケートボード	鵜沼海浜公園、秋葉台公園
BMX	鵜沼海浜公園
バスケットボール	秋葉台公園、八部公園、湘南台公園、下土棚遊水地公園

一方、公園でのアーバンスポーツは騒音や他の利用者との接触、利用者マナー、施設の破損などの課題があり、公園によっては特定のスポーツを禁止しているケースがあります。令和5年に実施したアンケート調査では、公園でのスケートボードについて、「全公園で禁止すべき」との回答が一定程度あり、「公園ごとに認める」「公園内の場所を限定して認める」といった利用を制限する意見が多いことが分かりました。また、球技や手持ち花火といった他の利用と比べると肯定的な回答の割合が低いことが分かりました。



このことから、公園内におけるアーバンスポーツについては、他の利用者や周辺住民への影響を十分に考慮したうえで、施設整備の検討を進めることが望まれます。

## □ 取組の方向性

- ・本市北部地域（秋葉台公園）と南部地域（鵜沼海浜公園、八部公園）について、施設の改修時期を見据えながら、それぞれの公園の住み分けを考慮し今後の施設整備方針を検討します。
- ・その他の公園については、近隣住宅と一定の距離があることなど、課題解決の条件が整っている場合において、整備の可能性を検討します。

## □ 取組の内容

### a. 運動公園におけるアーバンスポーツ施設の整備推進

秋葉台公園については、今後、公園の拡張整備を行う計画のため、現存の施設（スケートボード広場、バスケットゴール）も含めた整備について検討します。

八部公園については、施設の改修時期を見据えながら、現存の施設（バスケットゴール）も含めたアーバンスポーツ施設の整備について検討します。

### b. 鶴沼海浜公園における施設の充実

鶴沼海浜公園については、Park-PFIにより民間事業者が管理運営を行っていますが、引き続き事業者と連携し、更なる魅力向上に努めます。

### c. その他の公園での施設の検討

その他の公園でのアーバンスポーツは、騒音や施設の破損、利用者のマナー、スペースの占用、駐車場がない公園での路上駐車など課題が多く、特に近隣住民へは特段の配慮が必要です。近隣住宅と一定の距離があることなど、課題解決の条件が整っている場合において、公園の新設および大規模な改修の機会に地域のニーズを捉えながら整備の可能性を検討します。



### □ 背景と課題

2020年（令和2年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」において、藤沢市の人口は2035年（令和17年）に約45万4千人でピークを迎える一方で、高齢者（65歳以上）人口の割合はピークを過ぎても拡大を続け、2050年（令和32年）には約36%になると推定されています。このため、健康に生活するために自然と運動ができる場としてのニーズは長期にわたり拡大していくことが想定されます。

令和5年に実施したアンケート調査では、「公園で何がしたいか？」という問いに対し、「散歩」と回答した方が約57%と半数を超え、同アンケートの結果をもとに作成した「よく利用する公園ランキング」では、市内の公園において引地川親水公園が最も多くの回答を集めました。引地川親水公園は引地川沿いに整備されている引地川緑地（緑道）の一部として整備されています。引地川緑地（緑地）は河口から大庭鷹匠橋までを整備区域として計画・整備されており、今後はさらなる「みず・みち・みどりの基幹軸」としての充実及びエコロジカルネットワーク\*の形成に向けて、北部の整備を進めていく必要があります。

よく利用する公園ランキング ※「公園に関するアンケート」結果より作成		
1位	引地川親水公園	281票
2位	長久保公園	195票
3位	新林公園	170票
4位	湘南台公園	143票
5位	秋葉台公園	107票
6位	奥田公園	92票
//	大庭城址公園	92票
8位	神台公園	57票
//	八部公園(鵜沼運動公園)	57票
10位	御殿辺公園	53票

### □ 取組の方向性

- ・本市の河川沿いには、引地川緑地（緑道）や境川緑地（緑道）といった歩道を有する緑地（緑道）の整備が計画されています。ランニング・ウォーキングなどの長距離運動が可能な場として、これら緑道の整備を推進します。
- ・日常的な活用を促進するため、ホームページやガイドブックの活用などにより歩く魅力がある公園の情報発信に努めます。

## □ 取組の内容

### a. 「歩く」魅力がある緑道の整備

#### 【引地川緑地（緑道）】

大庭鷹匠橋から大和市境までの都市計画決定に向けた検討を行います。すでに都市計画決定している区域は用地取得を推進します。

#### 【境川緑地（緑道）】

既存ストックを活用した緑道の整備を検討します。

### b. 魅力ある公園の情報発信

歩くきっかけとなるようなガイドブック等の活用や、ホームページ等での季節の花の紹介など、情報発信に努めます。



## 19 環境に配慮した公園づくり

### □ 背景と課題

近年、頻発する自然災害や気候変動は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。地球温暖化の大きな原因の一つとされている温室効果ガス\*に対し、国連において持続可能な開発目標が全会一致で採択され、国は排出量削減に向けてパリ協定を公表し、国の目標に向けて、全国の自治体・企業体等においても様々な取組が進められています。

本市においては「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の中で、2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減という目標を掲げているほか、自然環境の保全という観点では生態系サービスの維持も人々が生活するために重要な要素とし、「藤沢市生物多様性地域戦略」の中で様々な施策を展開しています。

都市においてまとまった「みどり」が確保される公園が担う役割は非常に大きく、樹木や芝等の炭素固定を行う植物の活用・保全是温室効果ガスの吸収源として、脱炭素社会の実現に寄与するとともに、植栽基盤である土壌は雨水をゆっくりと浸透・排水することで、気候変動の影響による自然災害の防災・減災対策としても効果的な手法であると考えています。また、水辺環境を有する公園についてはまとまった「みどり」と併せて多くの生きものへ生息場所を提供するほか、公園利用者へ生きものと触れあう機会を創出しています。

このため、公園を新しく整備する場合には、既存の環境をできる限り残すことや、気候変動への対策や周辺への調和など、様々な観点に配慮した内容とすることが必要です。また、維持管理においても同様の配慮を継続して行うことが持続的な機能の維持には重要です。

#### 藤沢市地球温暖化対策実行計画(2022年(令和4年)3月)(抜粋)

### 基本方針3 環境にやさしい都市システムの構築

#### 主要施策

- ・環境にやさしい移動手手段の促進
- ・緑化の推進
- ・農地の保全



### □ 取組の方向性

- ・新しい公園整備や樹木更新の機会をとらえ、緑陰の創出やグリーンインフラ\*による防災・減災機能の活用を推進します。
- ・公園の整備や維持管理においては、生きものにとって良好な環境を保全するとともに、公園を生物多様性に関する普及啓発のフィールドとして活用します。

## □ 取組の内容

### a. 植栽等によるみどりの確保

新設公園においては計画的に一定量のみどりを配置します。既設公園においては管理に必要な樹木の伐採等により、緑陰の減少が懸念される場合に補植等を行います。

### b. 雨水流出抑制施設の検討

公園整備に伴い新しく設置する施設は、雨水を浸透・保水する材料及び製品を優先的に検討します。

### c. 生きものへ配慮した公園づくり

公園の整備においては既存の環境をできる限り残すとともに、樹木や水辺の維持管理においては生きもののすみかを著しく失わないよう配慮します。また、生物多様性の普及啓発を目的とした展示や自然観察会の実施、公園のビオトープにおける生きもの調査などを進めます。

**グリーンインフラの活用事例(横浜市 グランモール公園)**

<p><b>グランモール公園断面模式図</b> 基盤下層の雨水は腐植の効果でしみ上がり、保水性ブロックを連続的に加湿して冷却効果を発揮する。 また、樹木の根から吸い上げられた雨水は、葉からの蒸散作用で冷却効果を発揮する。地域の微気象改善にも役立つ。 (出典:グリーンインフラ総研ホームページ)</p>	<p><b>サーモグラフィ画像</b> 日陰の同じ条件でも、雨水貯留浸透基盤を用いたエリアは温度が低い。 (出典:グリーン官民連携プラットフォーム 技術部会資料)</p>

## 20 インクルーシブな公園づくり

### □ 背景と課題

公園は子どもから大人まで、幅広い年代の方々に遊びや休息等の機会等を提供する公共施設として整備を進めていますが、一方で障がいのある子どもやその家族などからは物理的・心理的障壁により、公園で遊ぶことへの難しさや負担を感じるといった声が寄せられることがあります。

こうした背景から、近年、公園において誰もが遊べる、いわゆるインクルーシブな公園の整備が求められています。

インクルーシブな公園を目指すにあたっては、障がい者用駐車スペースやバリアフリールート、トイレの設置、遊具が設置できるスペースの確保など、面的な施設整備が必要です。また、事業の推進には、新しく施設を整備するタイミングだけではなく、既に整備された公園においても利用者動線上のバリアとなりうる状況を把握し、解消していくことがとても重要です。

### □ 取組の方向性

- ・インクルーシブ遊具の利用者のニーズを汲み取り、今後の公園整備に向けた検討資料とします。また、既存公園のバリアフリー化を進めます。

#### インクルーシブ遊具(秋葉台公園)



回転系の遊具



サポート付きのブランコ

### □ 取組の内容

#### a. 秋葉台公園の充実及び利用者ニーズの把握

秋葉台公園のインクルーシブな広場において、利用者のニーズ把握に努めます。また、秋葉台公園のインクルーシブな広場の整地を行うことで、利便性向上を図ります。

#### b. 既存公園のバリアフリー化

本市の公園には、整備時期によってバリアフリーの観点で整備がなされていないものや、開園後、年数が経過した結果、樹木の根上がりによって舗装に起伏が生じている箇所等があるため、現地の状況や施設へのアクセス性を踏まえ、バリアの解消を進めます。

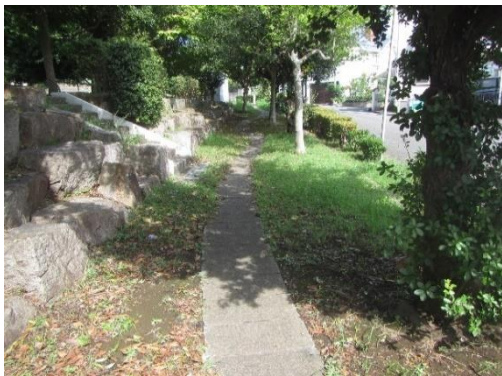
## バリアフリー化がなされていない施設の例



**出入口**  
出入口に段差があり、通行に必要な幅が確保されていない。



**水飲み場**  
水飲み場は手すりが設置されているが、車椅子の利用時に木の根が支障となっている。



**園路**  
園路が設置されているものの車椅子に対応した幅が確保されていない。



**階段**  
階段に手すりが設置されていない。

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
資  
料

## 第5章 プランの推進

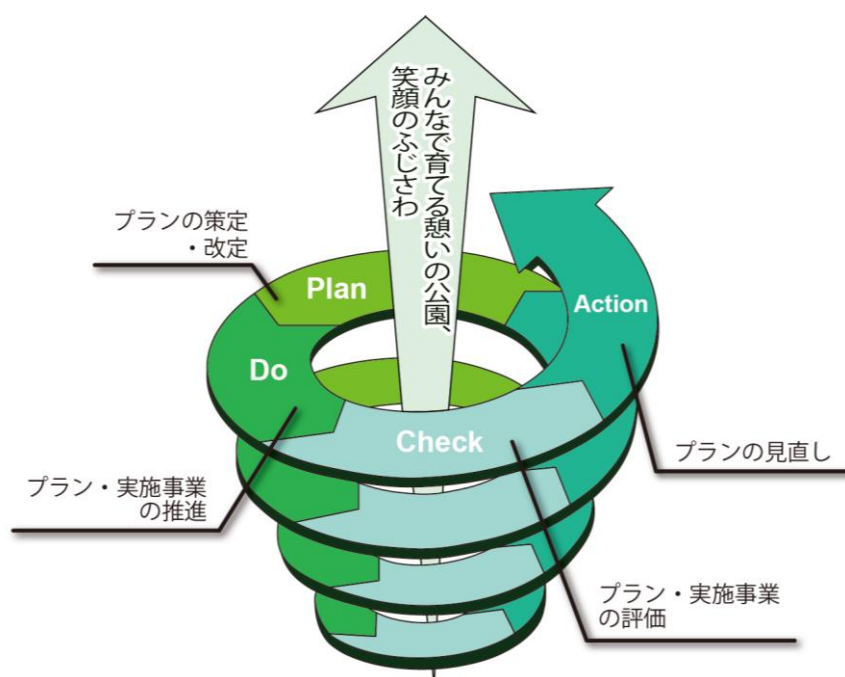
## 第5章 プランの推進

### 5-1 進行管理

本プランの施策については計画的に実施できるよう、PDCAサイクルを用いた進行管理を行います。PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことで、取組の改善を継続し、よりよいものにしていく進行管理の考え方です。

なお、上位計画である「緑の基本計画」に基づいて定める「緑の実施計画（アクションプラン）」において、本プランの重点施策を中心に、施策に基づく事業の状況把握と評価（進行管理）を行います。

また、進行管理に関する内容は、毎年、「藤沢市みどり保全審議会」に報告し、審議会からの意見などを事業に反映させていきます。



### 5-2 プランの見直し

緑の基本計画の見直し状況や、関連法令等の改正、社会情勢の変化等を踏まえて、中間年次（5年後）にプランの見直しを検討します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

参  
考  
资  
料

## 参考資料



## 1 用語の解説

※ページはそれぞれ初出の箇所（\*）を記載

### あ

●アーバンスポーツ	P27	BMX、スケートボード、パークール、インラインスケート、ブレイクダンス等のことをいい、都市での開催が可能なスポーツを指します。
●インクルーシブ	P27	障がいのある人や、高齢者、子ども、外国につながる人、セクシュアル・マイノリティの人など、様々な生活上の困難を抱える人が、社会的に孤立したり、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないよう、誰一人取り残さないという思想です。
●ウェルビーイング	P24	Well(よい)とBeing(状態)が組み合わさった言葉で、幸福で身体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態を表す概念です。
●エコロジカルネットワーク	P66	明確な定義はありませんが、概ね野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこととして使われます。
●オープンスペース	P2	公園・広場・農地・河川など、建物などに覆われていない土地の総称であり、防災面で重要視されるだけでなく、心理的な潤いを与える上でも重要なものです。
●温室効果ガス	P68	地球温暖化の主な原因とされる温室効果をもたらす気体の総称であり、CO <sub>2</sub> 、メタン、亜酸化窒素などがあげられます。

### か

●カーボンニュートラル	P2	CO <sub>2</sub> をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。
●グリーンインフラ	P68	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。 ※現行の国土形成計画における定義と同様
●公園愛護会	P15	「藤沢市公園愛護活動実施要綱」に基づき、公園を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化及び公園施設の点検などを行う団体です。
●Park-PFI (公募設置管理制度)	P15	都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きのことです。

### さ

●サードプレイス	P11	自宅や学校、職場とは異なる居心地のよい第3の場所のことです。 例:公園やカフェなど
●生産緑地	P58	「生産緑地法」に基づき、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長が指定するものです。地区内では建築行為などが規制され、指定後30年経過後などの場合に農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができます。

●生物多様性	P3	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念です。
--------	----	---

## な

●ネイチャーポジティブ	P2	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。
-------------	----	--

## は

●ヒートアイランド現象	P3	都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれています。
-------------	----	---

## ま

●マーケットサウンディング	P37	市が実施する公共施設の整備や運営、公的不動産の有効活用などの事業検討段階において、民間事業者の意見や新たな提案等を把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることを目的として実施する市場調査・情報収集のことです。
●マルチパートナーシップ	P24	多様な主体が目標を共有し、役割を分かち合いながら連携してまちづくりを進めていく協力関係のことです。
●緑の広場	P58	「藤沢市緑の広場の確保に関する要綱」により、概ね500㎡以上の土地でレクリエーション広場、自然環境保全地などのいずれかに適合すると認められたものを「緑の広場」として設置しています。10年以上を契約期間として、土地所有者と賃貸借や使用賃貸契約を結んでいます。

## アルファベット

●DX(ディーエックス／デジタルトランスフォーメーション)	P41	「Digital Transformation(英語)」の略。AIやセンサー等ICT技術の活用、各種デジタルデータの連携により、人々の生活をより良いものへと変革するという考え方のことです。
-------------------------------	-----	--

**藤沢市パークマネジメントプラン**      202 年（令和 年） 月策定

---

藤沢市 都市整備部 公園課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL：0466-50-3535（直通）

E-mail：fj-kouen@city.fujisawa.lg.jp